

河合町バリアフリー基本構想

平成 26 年 1 0 月

河合町

はじめに

わが国では、かつて経験したことがない急速な勢いで少子・高齢化が進んでおり、高齢者が自立した社会生活ができることや、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりが急務となっています。



このような課題に対処するため、本町では、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の

円滑化の促進に関する法律」に基づく「河合町バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

この基本構想では、基本理念を「ともに支え合い、健やかに暮らせる歴史と自然、文化にあふれる豊かなまち河合町」とし、その実現に向け、バリアフリー化を重点的に推進する地区や経路、実施すべき事業などを定めています。

今後は、この基本構想に基づき、住民の皆様をはじめ、関係機関と連携を図りながら、バリアフリー化を進めてまいります。

また、バリアのないまちの実現には、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力することも必要です。そのため、一人ひとりがバリアフリーの重要性について理解を深め、支えあうことが当然のように行動できるよう、「心のバリアフリー」についても推進してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、本基本構想の策定にあたりまして、ご尽力いただきました河合町バリアフリー基本構想策定協議会の方々をはじめ、ご協力いただきました住民、関係団体、関係機関の皆様方に、厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

河合町長 岡 井 康 徳

目 次

第 1 章 基本構想の概要	1
1-1 背景と目的	2
1-2 バリアフリー新法の概要	3
1-3 策定の方針	4
1-4 基本構想の構成	6
第 2 章 河合町の概要	7
2-1 位置・地勢	8
2-2 総人口、高齢者数、障がい者数など	10
2-3 交通の特性と都市機能	13
2-4 町内の主要な施設の立地状況	15
第 3 章 バリアフリーに関する現況と課題	16
3-1 現地点検結果	17
3-2 交通事業者ヒアリング結果	28
第 4 章 バリアフリーの基本理念と方向性	31
4-1 基本理念	32
4-2 基本的な方向性	33
4-3 住民・事業者・行政関係者の役割	35
第 5 章 バリアフリーの整備方針	36
5-1 重点整備地区設定の基本的な考え方	37
5-2 重点整備地区	38
5-3 生活関連施設及び生活関連経路	39
5-4 実施すべき特定事業について	41
第 6 章 心のバリアフリーについて	76
6-1 位置づけ	77
6-2 基本的な考え方	77
第 7 章 今後の取組みの方向性について	84
7-1 取組みの方向性	85
7-2 今後の進め方	86

第1章 基本構想の概要

1-1 背景と目的

1-1-1 背景

わが国では、かつて経験したことがない急速な勢いで少子・高齢化が進んでおり、高齢者が自立した社会生活ができることや、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりが急務となっています。

また、ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者、障がい者等を含む全ての住民が自らの能力を活かして自由に移動し、いろいろな場面に社会参加でき、相互に支え合って、自立した社会生活ができる、いきいきと暮らせるまちづくりが求められています。

このような背景のもと、不特定多数の人、主に高齢者や身体障がい者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」とする。）」が平成 6 年に制定されました。

平成 12 年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」とする。）」が制定されました。

さらに、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」とする。）」が平成 18 年 6 月に公布、同年 12 月に施行されました。

1-1-2 目的

基本構想に基づき、高齢者・障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を推進し、誰もが安全にかつ安心してまちを移動し、施設が利用できるバリアフリー化された都市の実現を目指していきます。

1-2 バリアフリー新法の概要

バリアフリー新法では、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容に加え、新たな内容が盛り込まれました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等

道路

路外駐車場

都市公園

建築物



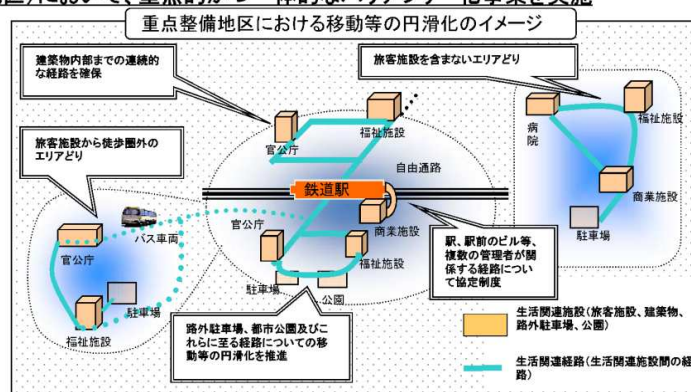
地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

○基本構想策定時の協議会制度

○住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



※国土交通省ホームページ参照

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

(<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/outline.pdf>)

1-3 策定の方針

基本構想では、バリアフリー新法並びに関連法令等に基づき、「河合のまちの夢ビジョン」、「河合町第4次総合計画（平成 16 年策定）」、「河合町都市計画マスタープラン（平成 21 年 4 月）」、「河合町第3次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画（平成 24 年 3 月）」、「河合町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」等の上位・関連計画との整合を図り、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 11 年 12 月改正）」を踏まえ策定しています。

策定にあたっては「河合町バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、町内各種団体代表、学識経験者、交通事業者、道路管理者、住民代表等、多くの関係者の参画により検討を進めています。また、ワークショップ、現地調査、パブリックコメント等を実施し、高齢者、障がい者等を含めた幅広い住民の意向を踏まえるよう努めています。

（1）全般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画等との整合

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画等

○地域特性への配慮

地形や気候・気象条件、中心市街地、交通結節点など

（2）基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- ・基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る
- ・パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）

- ・基本構想を作成することをゴールとすること無く、協議会による基本構想の実施段階における連絡制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める

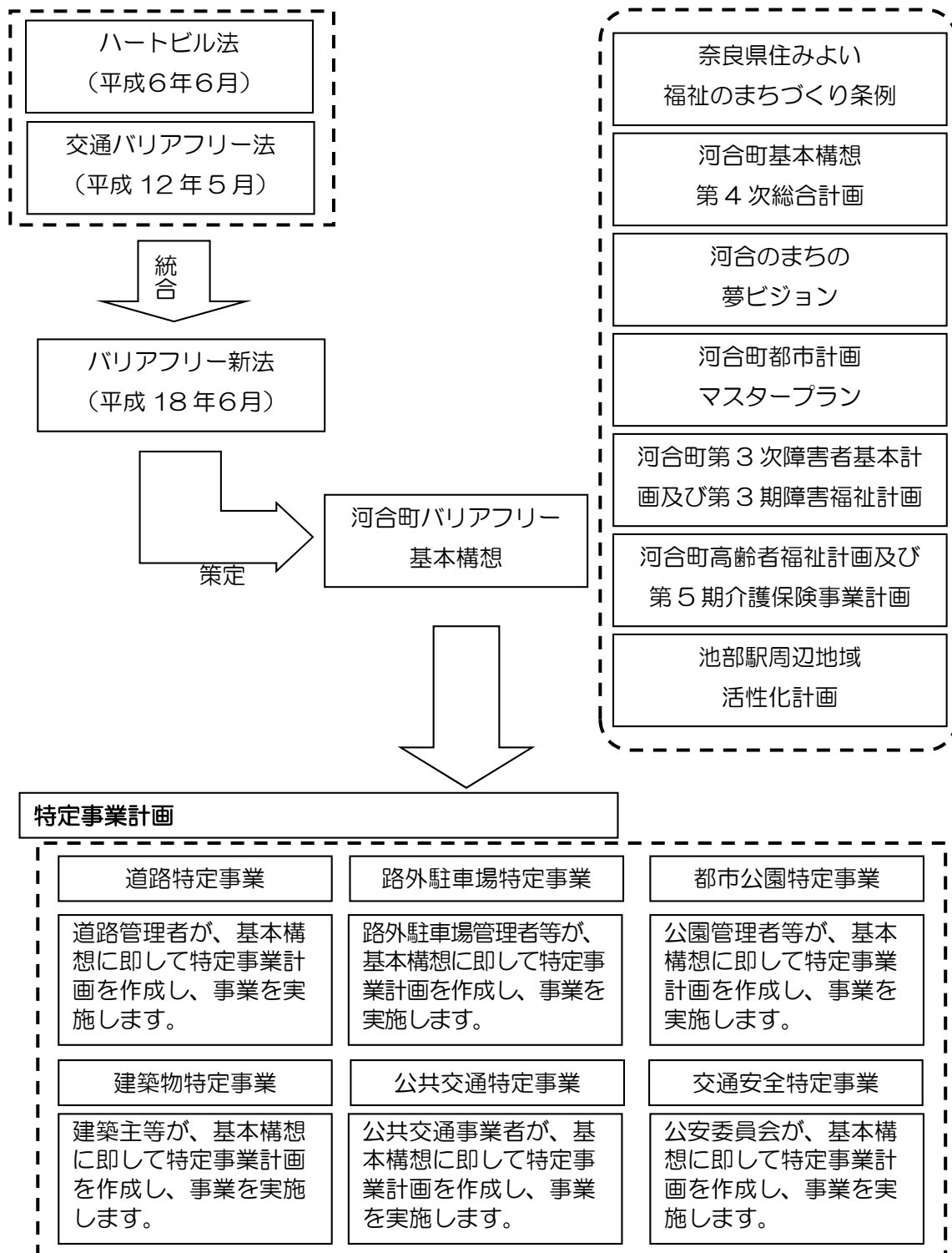
③ 心のバリアフリー

- ・バリアフリー化に関する住民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取り組み（心のバリアフリー）
- ・作成プロセスにおける住民の理解と協力に留意すること、普及啓発事業（バリアフリー教室など）の実施や基本構想への位置づけ など

(3) 基本構想作成の効果

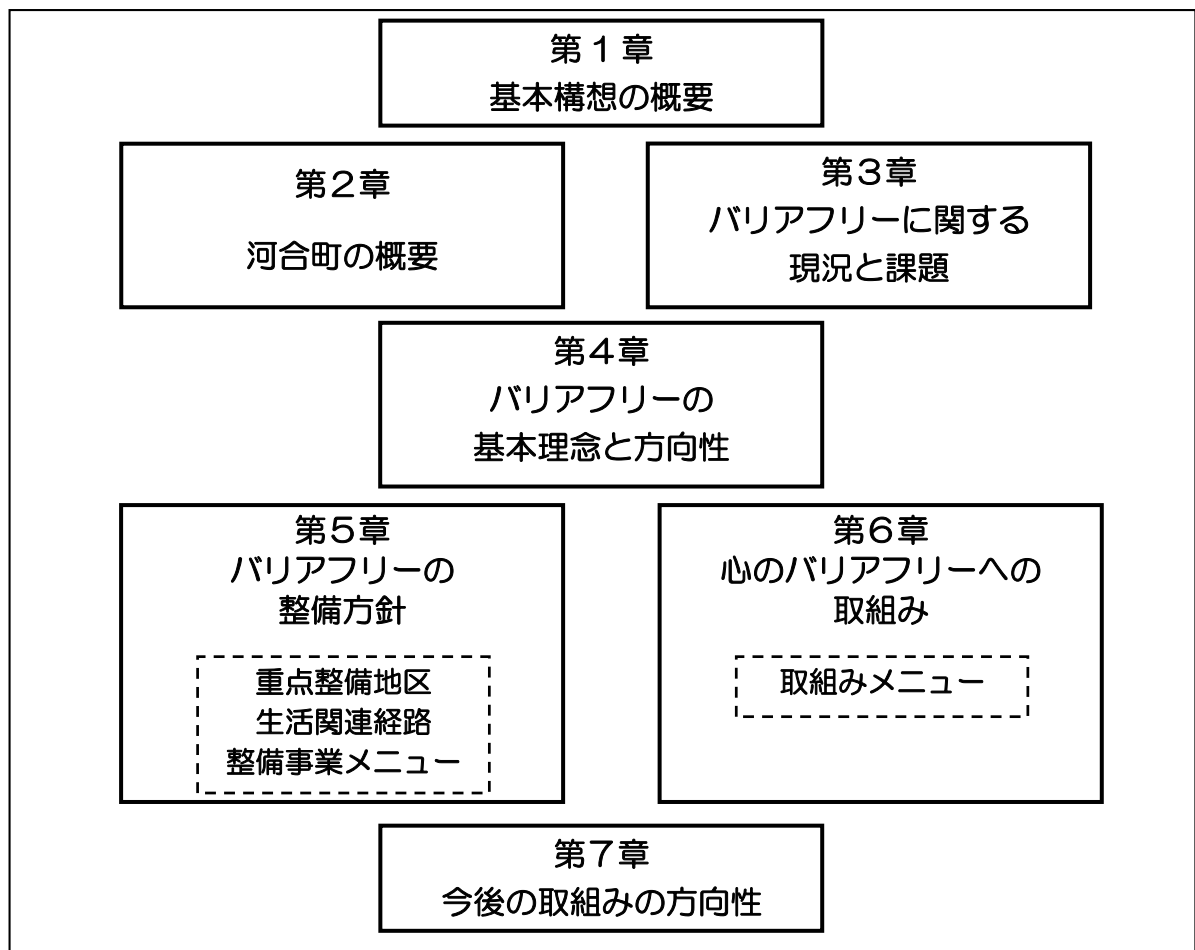
- ◆旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現に繋がる（予算確保を含む）
- ◆高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握に繋がる
- ◆住民への意識啓発に繋がる
- ◆事業者間の相互理解や連携が進む など

基本構想の位置づけ



1-4 基本構想の構成

基本構想は、全7章となっています。第1章で「基本構想の概要」、第2章で「河合町の概要」、第3章で「バリアフリーに関する現況と課題」としてまち歩きの結果や、バリアフリーの取組み状況をまとめています。これらの内容を踏まえて、第4章で「バリアフリーの基本理念と方向性」を示し、この方向性を受けて、第5章ではハード面として「バリアフリーの整備方針」を、第6章ではソフト面として「心のバリアフリーへの取組み」をまとめています。最後に第7章で「今後の取組みの方向性」を示しています。



第2章 河合町の概要

2-1 位置・地勢

本町は、東経 135° 44' 5"、北緯 34° 34' 23"、奈良盆地の西部にあって、東は磯城郡川西町・三宅町、南は北葛城郡広陵町、西は同郡王寺町・上牧町、北は大和川を隔てて生駒郡斑鳩町・安堵町に隣接する町域 8.27k m²の町であり、県政の中心である奈良市より約 15 km、大阪の都心部より約 25 kmの位置にあります。

鉄道は、町域内にJR関西本線、近鉄田原本線が敷設され、近鉄大輪田駅、佐味田川駅、池部駅の3駅があり、天王寺（大阪）、奈良まで約 30～40 分で到達します。道路交通面では、町域内を県道大和高田・斑鳩線、河合・大和高田線等が通過し、西名阪自動車道、及び近郊の国道 25 号、165 号などの広域幹線道路に連絡しています。



図 1-1 位置図

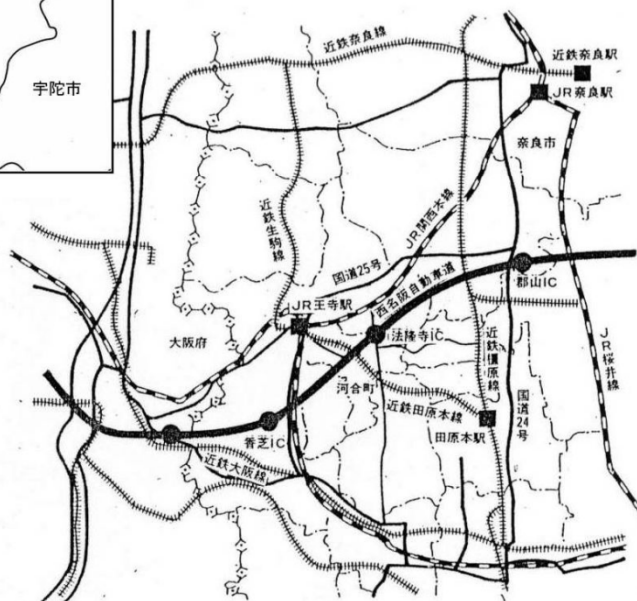


図 1-2 交通網図

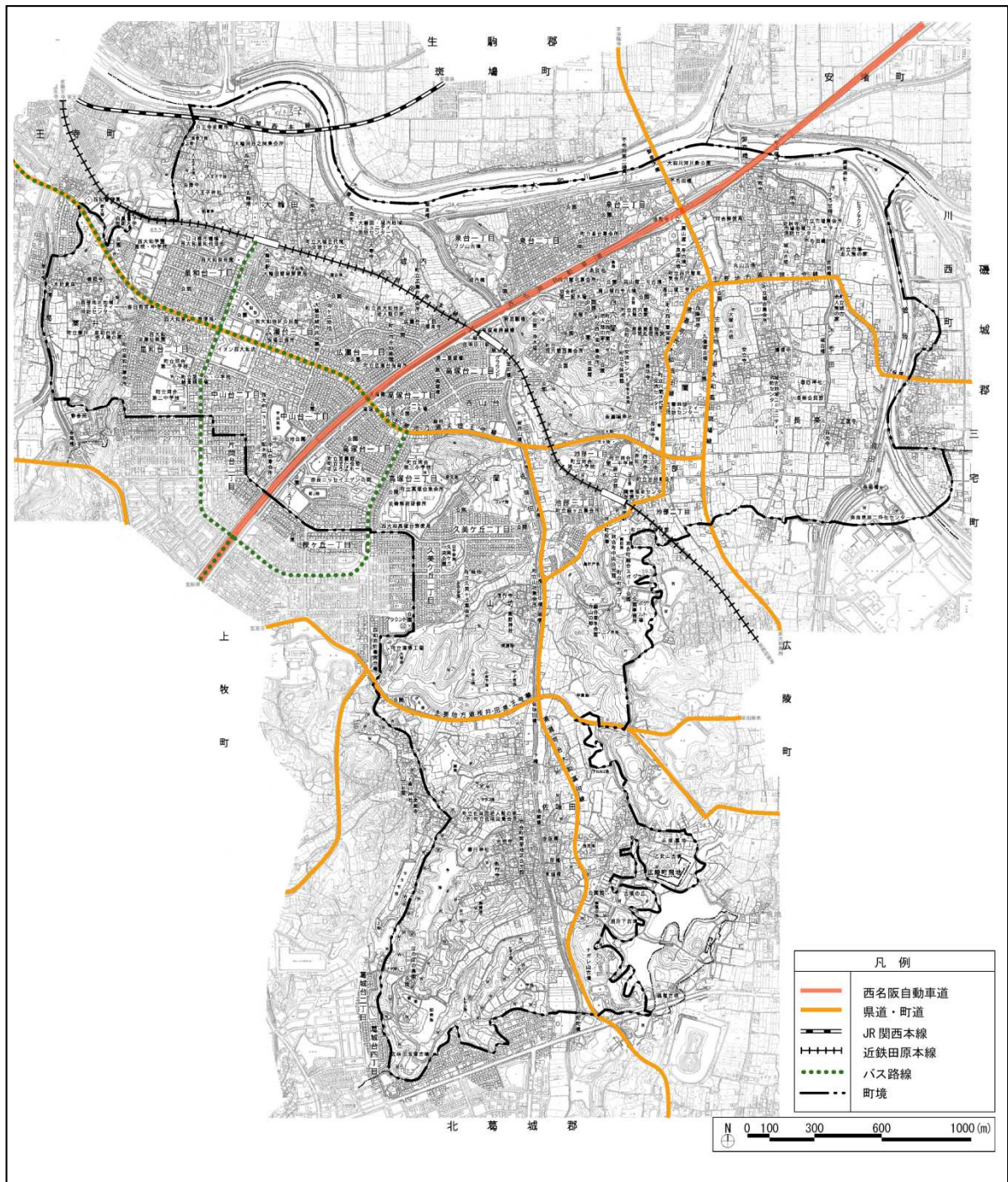


図 河合町の鉄道と主要道路網及びバス路線

2-2 総人口、高齢者数、障がい者数など

(1) 総人口

人口は平成 11 年をピークに減少しています。また、20 年後の平成 42 年には 1 万 5 千人を下回るとの予測もあります。

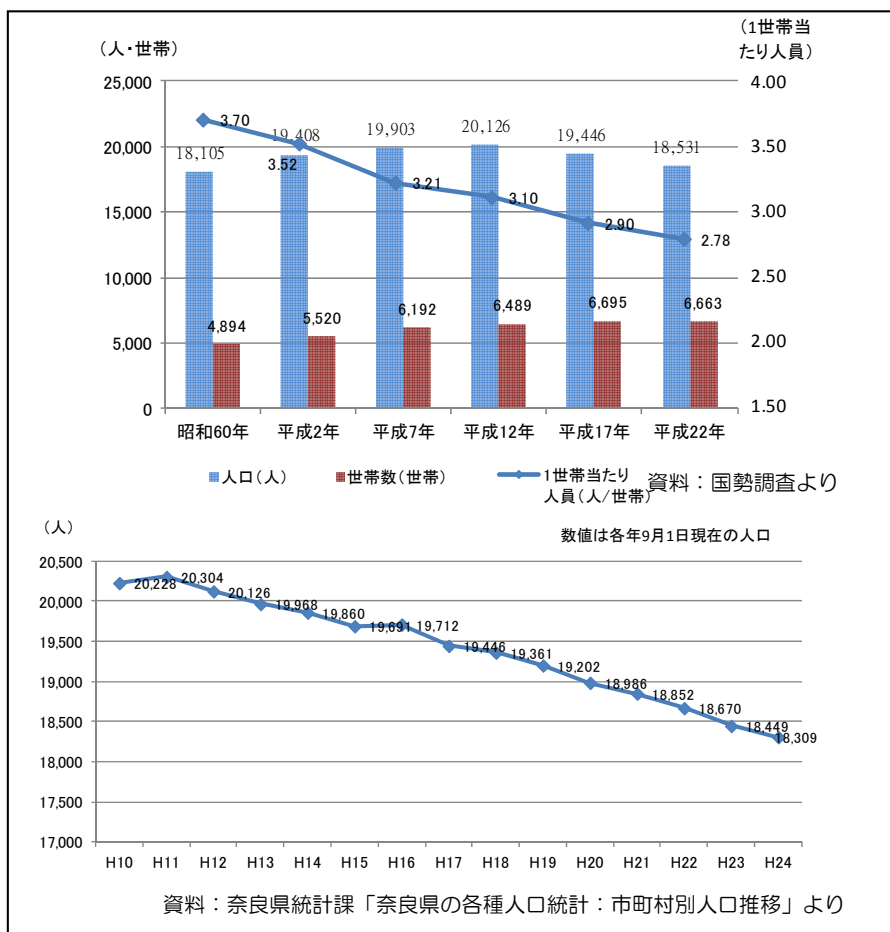


図 河合町の総人口の推移

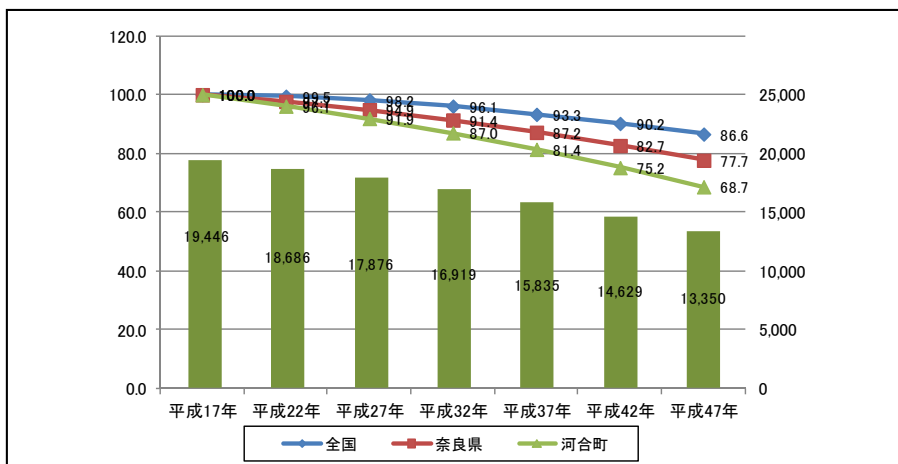


図 河合町の将来人口の推移（全国・奈良県との比較）

出典：H17～（予測値）『日本の市区町村別将来推計人口』（平成 20 年 12 月推計）国立社会保障・人口問題研究所

(2) 高齢者数

人口が1万5千人を下回る20年後の平成42年には、約40%（2.5人に1人）が65歳以上の高齢者になるという予測もあります。（平成42年の全国高齢化率31.8%、奈良県34.8%）

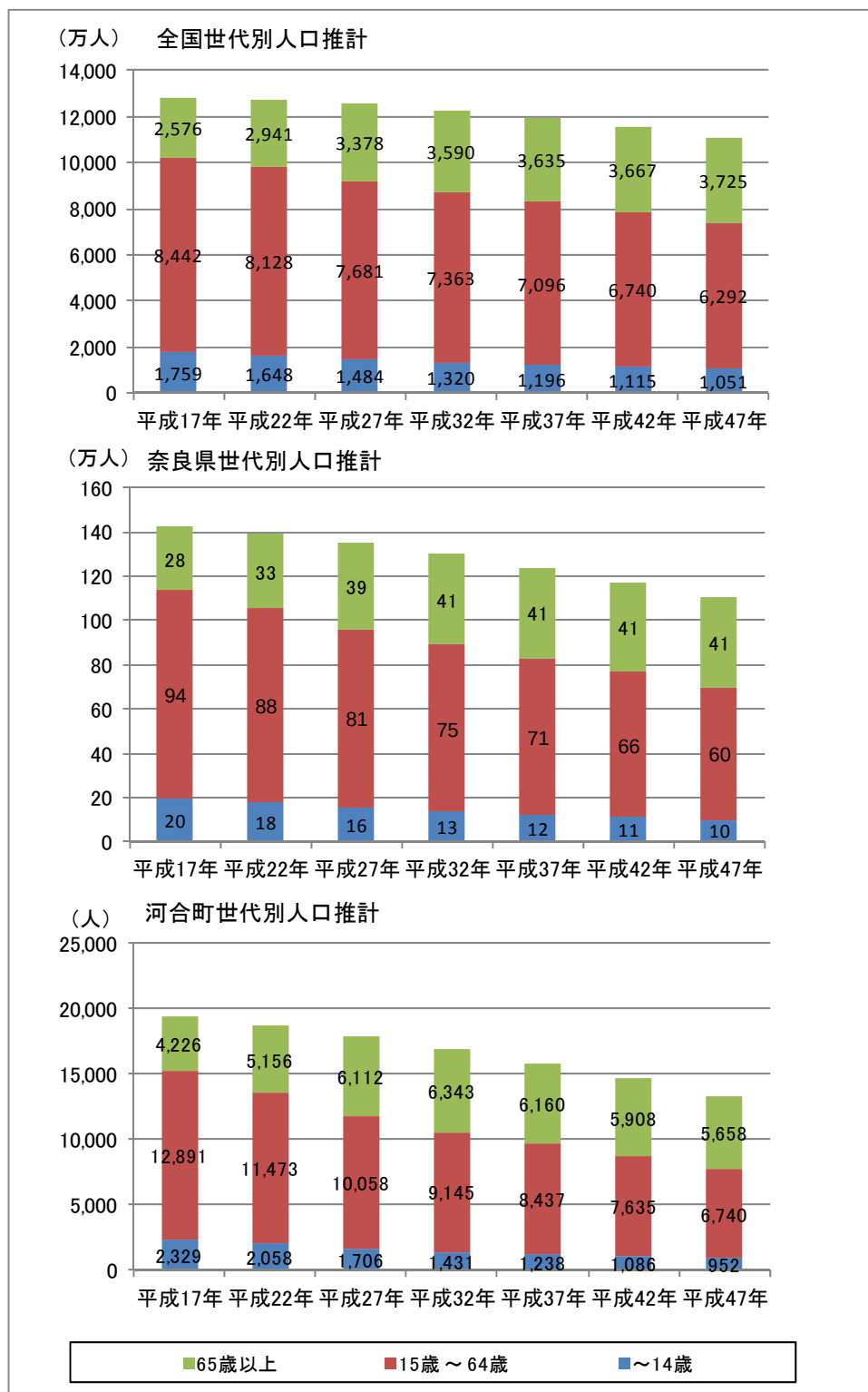
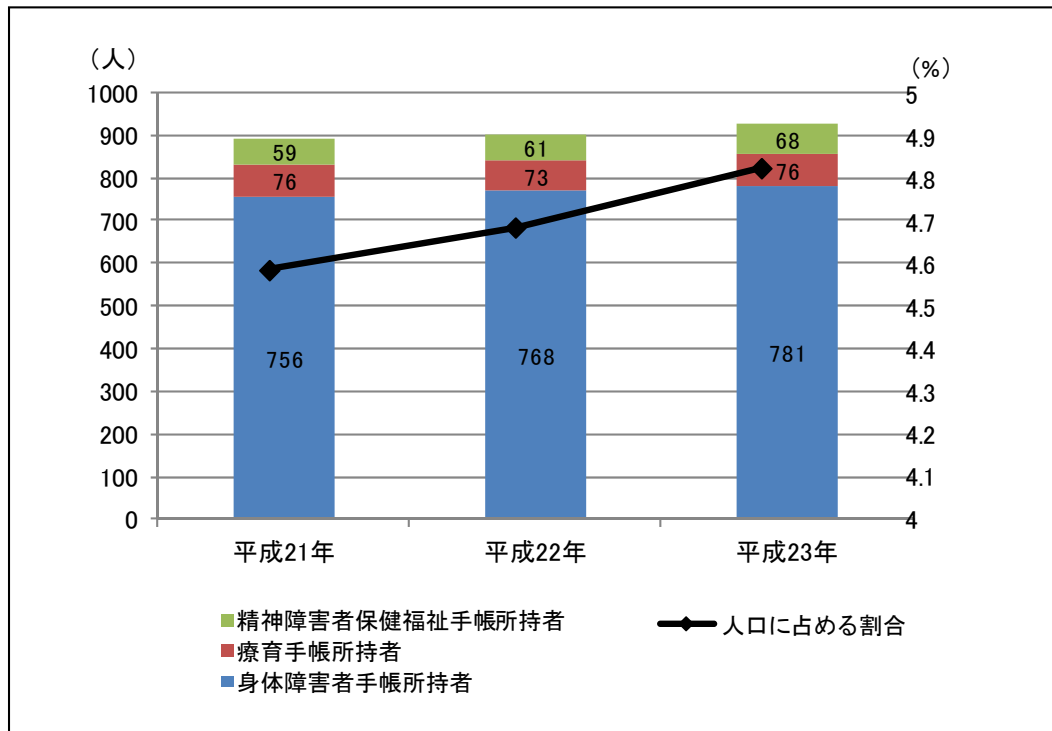


図 河合町の高齢者の推移（全国・奈良県との比較）

出典：H17～（予測値）『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）国立社会保障・人口問題研究所

(3) 障がい者数

障害者手帳交付者数の推移をみると、平成 21 年から平成 23 年にかけて身体障害者が 3%、精神障害者が 15%増と交付者数が増えており、住民人口当たりの割合も 4.6%から 4.8%と漸増しています。



2-3 交通の特性と都市機能

(1) 鉄道駅及び周辺施設分布の状況

河合町内の鉄道駅及び周辺施設の分布状況は以下の通りとなっています。

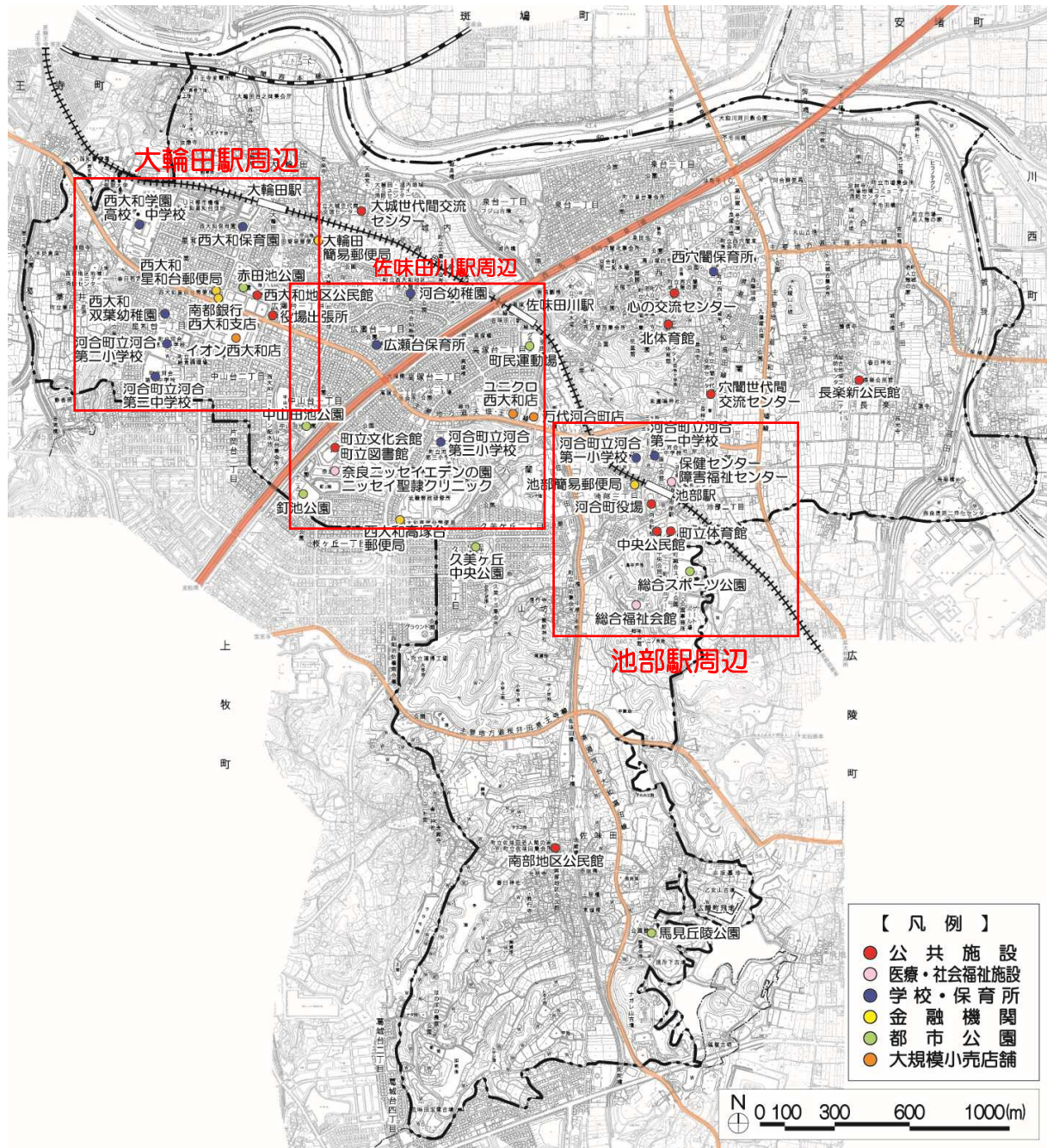


図 鉄道駅及び周辺施設の分布状況

(2) バスのバリアフリー化状況

バリアフリー化されたバスの導入状況は、以下の通りです。奈良県の状況は、ワンステップバスは全国値を上回っていますが、ノンステップバス、リフト付バスの導入は大きく下回っています。近畿地方では、京都府や兵庫県等におけるノンステップバスの割合が、全国値を大きく上回っています。

表 バスのバリアフリー化状況

	リフト付バス(乗合)	ワンステップバス	ノンステップバス
奈良県(台)	3	149	56
人口比(台/1万人)	0.02	1.05	0.32
滋賀県	21	61	86
人口比(台/1万人)	0.15	0.44	0.62
京都府	30	137	529
人口比(台/1万人)	0.11	0.52	2.00
大阪府	115	777	847
人口比(台/1万人)	0.13	0.88	0.96
兵庫県	24	459	595
人口比(台/1万人)	0.04	0.82	0.96
和歌山県	8	22	61
人口比(台/1万人)	0.08	0.21	0.59
全国	813	10,559	10,549
人口比(台/1万人)	0.06	0.83	0.83

※人口比は「人口1万人に対する台数」

- ・平成19年3月末現在(社団法人バス協会会員事業者保有台数)
- ・人口は、平成17年国勢調査値を用いている

出典：2007年版日本のバス事業(社団法人 日本バス協会)

2-4 町内の主要な施設の立地状況

町役場や総合スポーツ公園、中央公民館等は駅周辺、文化会館や図書館等は駅から離れた位置、商業施設(イオン、ユニクロ、万代等)は主要道路沿いと、主要な複数の施設が集まり、町内数カ所に点在しています。

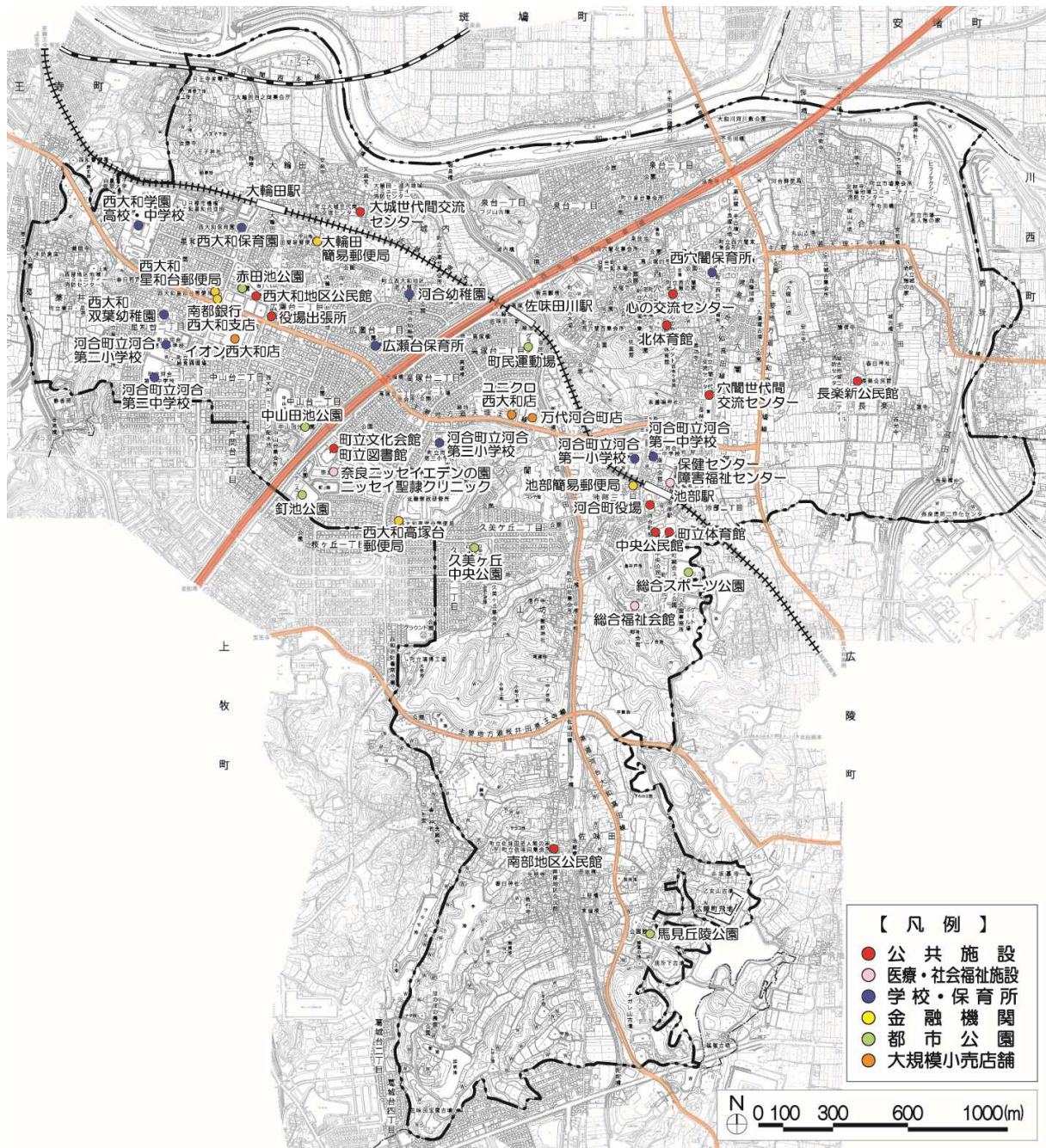


図 主要施設の立地状況

第3章 バリアフリーに関する現況と課題

3-1 現地点検結果

3-1-1 調査概要

河合町バリアフリー基本構想策定協議会では、生活関連経路や生活関連施設等を、協議会で現地点検（まち歩き）を実施し、課題や現況の把握を行いました。

以下に、現地点検（まち歩き）の概要を示す。

場 所：奈良県北葛城郡河合町

会 場：河合町役場 3階 第6会議室

日 時：平成24年10月3日（水） 午後1時30分から午後4時まで

参 加 者：協議会委員、高齢者等団体、事務局等 計46名

調査場所：近畿日本鉄道 田原本線 大輪田駅周辺

（同上） 佐味田川駅周辺

（同上） 池部駅周辺



現地点検コース

【大輪田駅グループ】

- ①役場→大輪田駅→西大和保育園→西大和星和台郵便局→南都銀行西大和支店→役場出張所→西大和地区公民館
- ②役場→大輪田駅→イオン西大和店→西大和地区公民館

【佐味田川駅グループ】

- ①役場→佐味田川駅→万代河合町店→第三小学校→文化会館・図書館
- ②役場→佐味田川駅→ユニクロ西大和店→第三小学校→文化会館・図書館

【池部駅グループ】

- ①役場→池部駅→保健・障害福祉センター→第一小学校・第一中学校→町立体育館・中央公民館
- ②役場→保健・障害福祉センター→第一小学校・第一中学校→町立体育館・中央公民館

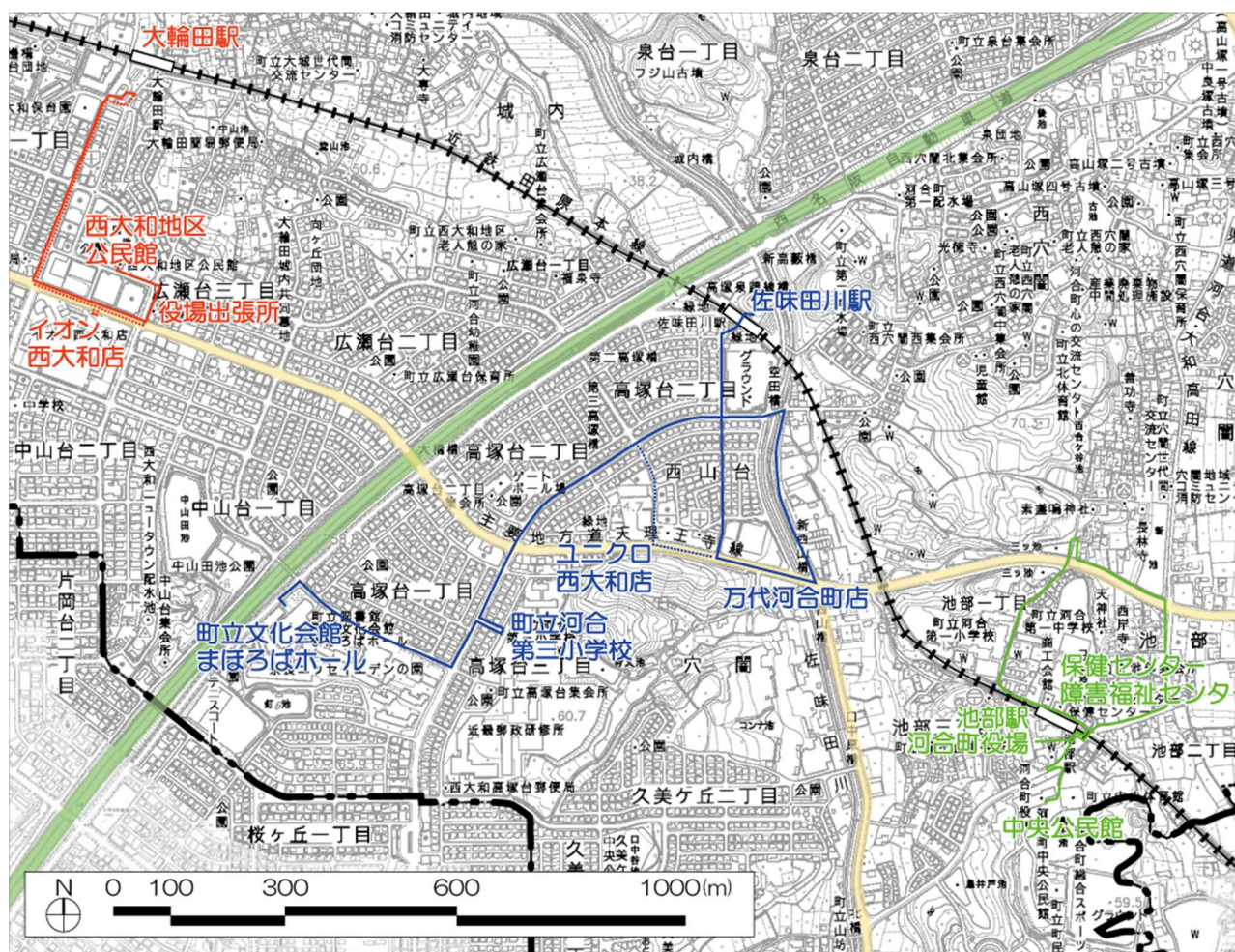


図 現地点検コース及び調査施設

3-1-2 調査結果

調査時に、参加者から出された施設や道路における、バリアフリーに関する問題点を以下に示します。

(1) 鉄道駅

箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	歩車共存のアプローチとなっている。 ⇒ 利用者の安全確保に問題がある。		大輪田駅
	- 改札までに段差がある。 - 階段を上らないと、改札まで行けない。 ⇒ 車椅子利用者や高齢者が円滑に利用できない。		大輪田駅、佐味田川駅
券売機	券売機の位置が高い。 ⇒ 車椅子利用者の利用が困難。		大輪田駅、佐味田川駅
改札	車椅子用の改札はあるが、扉の開閉を行わないといけない。 ⇒ 車椅子利用者の円滑な移動の妨げになる。		大輪田駅、佐味田川駅
	IC カード用の改札機が出入りの邪魔をしている。 ⇒ 円滑な移動の妨げとなる。		池部駅
駅構内の移動	階段のみ(昇降機が設置されていない)。 ⇒ 高齢者や車椅子利用者の円滑な移動の妨げに繋がる。		大輪田駅、佐味田川駅

駅構内のトイレ	多目的トイレ及び洋式トイレが設置されていない。 ⇒ トイレが無いことにより、移動を控えられる可能性が考えられる。		大輪田駅、佐味田川駅
案内及び警告	- 音声や表示による列車案内が無い。 - 行き先の文字が小さい。 ⇒ 乗車間違いなどの可能性がある。		大輪田駅、佐味田川駅、池部駅
	- 列車接近案内や緊急時の設備が無い。 - 線路側を示す点字ブロックが認識できない。 ⇒ 視覚及び聴覚障がい者の安全確保ができない可能性がある。		大輪田駅、佐味田川駅、池部駅

(2) 公共施設

箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	スロープが無い。又はスロープがついていても、移動が困難である。 ⇒ 車椅子利用者の円滑な移動の妨げに繋がる。		河合町役場、西大和地区公民館
	アプローチが急勾配かつ歩きにくい仕様となっている。 ⇒ 安全な移動の妨げになる。		河合町役場
	手すりがついていても、使いにくい。 ⇒ 誰しもが使用しやすいデザインとなっていない。		河合町役場

	道路境に段差がある。 ⇒ 高齢者が使用する際につまり可能性が有る。		河合町役場
	点字ブロックが無い。 ⇒ 円滑な移動の妨げになる。		役場出張所、中央公民館
出入口	自動扉でない。また開閉に力がいる。 ⇒ 高齢者や車椅子利用者等において、移動の妨げになる。		役場出張所、中央公民館
	点字ブロックが無い。 ⇒ 視覚障がい者の利用の妨げになる。		役場出張所、中央公民館
案内	施設内の案内看板が設置されていない。 ⇒ トイレの位置がわかりづらく、利用を控えらる可能性が考えられる。		町立文化会館まほろばホール
施設内	点字ブロックが無い。 ⇒ 視覚障がい者の円滑な移動の妨げになる。		町立文化会館まほろばホール

トイレ	- 多目的トイレが無い。多目的トイレがあっても使用しづらい。 - トイレ内に段差がある。 - トイレの戸が閉まりにくい。 ⇒ トイレが使用しづらいことにより、利用を控えられる可能性が考えられる。		西大和地区公民館、中央公民館
昇降	- エレベーターが無い。 - 階段に点字ブロックが無い。 ⇒ 視覚障がい者の円滑な移動の妨げになる。		西大和地区公民館
駐車場	車椅子対応駐車場が無い。 ⇒ 車椅子利用者の利用の妨げになる。		西大和地区公民館

(3) 商業施設

箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	- 点字ブロックはあるが、商品が置かれている。 - 点字ブロックが無い。 ⇒ 視覚障がい者の円滑な移動の妨げになる。		万代河合町店、イオン西大和店
駐車場	駐車場との間に段差がある。 ⇒ 車椅子利用者や高齢者の自立的な利用の妨げになる。		イオン西大和店

トイレ	・ トイレまでのアプローチが狭い。 ・ 多目的トイレの点字が無い。 ⇒ トイレが使用しづらいことにより、利用を控えられる可能性が考えられる。		ユニクロ西大和店、イオン西大和店
昇降	・ エレベーターの音声装置が無い。 ⇒ 視覚障がい者の移動の妨げになる。		イオン西大和店
	・ 階段の点字ブロックが無い。 ⇒ 視覚障がい者の移動の妨げになる。		イオン西大和店

(4) 福祉施設

箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	・ 急勾配である。 ⇒ 車椅子利用者や高齢者の円滑な利用の妨げに繋がる。		保健センター・障害福祉センター
	・ 側溝のグレーチングの目地が大きい。 ⇒ 杖等が目地に入る可能性がある。		保健センター・障害福祉センター

トイレ	・ 多目的トイレの蛇口が使いにくい ・ トイレ洗浄ボタンが使用しづらい位置にある。 ・ 非常用ブザーが無い。 ・ 荷物を置く棚が無い。 ⇒ トイレが使用しづらいことにより、利用を控えられる可能性が考えられる。		保健センター・障害福祉センター
-----	---	--	-----------------

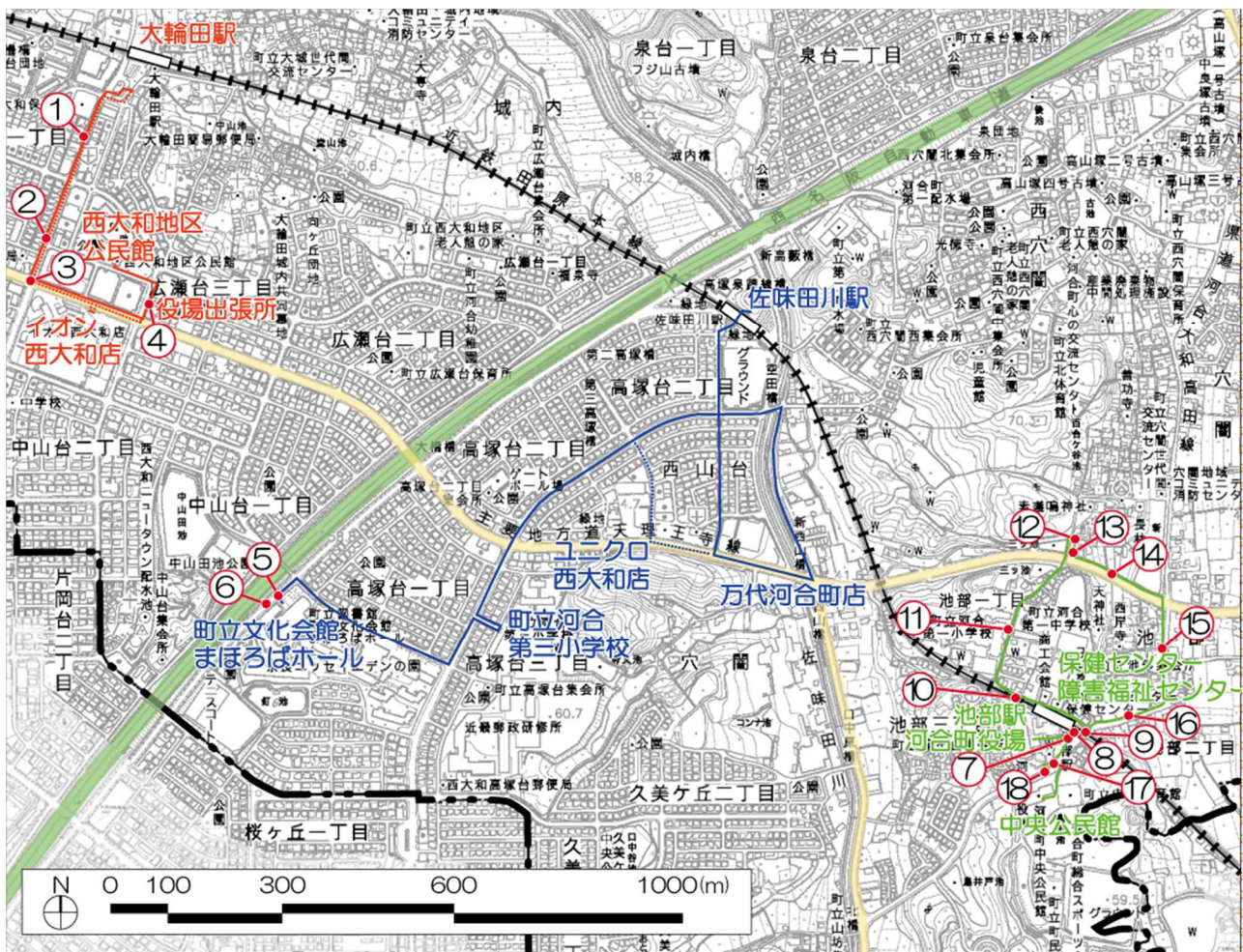
(5) 教育機関

箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	・ 門扉に段差がある。 ⇒ 車椅子利用者や高齢者の安全な移動に問題がある。		第三小学校
	・ 通路が狭い。車椅子では、使用しにくい。 ⇒ 車椅子利用者での円滑な利用が困難になっている。		第一小学校
	・ 玄関までの勾配がきつい ・ 運動場には車椅子では降りられない。 ⇒ 車椅子利用者での円滑な移動の妨げとなる。		第三小学校

(6) 金融機関等

箇所	問題点	状況	施設
出入口	出入口が階段のみであり、かつ狭い。 ⇒ 車椅子利用者や高齢者の円滑な移動の妨げとなる。		西大和星和台郵便局

(7) 道路・歩道



問題点	状況	箇所
勾配・段差 勾配がきつい。 ⇒ 円滑な移動の妨げになる。		⑦、⑬、⑭

	線路方向に勾配がある。 ⇒ 安全の確保において問題がある。		⑧
	横断勾配がきつい。 ⇒ 車椅子での円滑な移動の妨げになる。		①、⑫
	- 段差がある。 - インターロッキング舗装部に段差があるものがある。 ⇒ 車椅子での円滑な移動の阻害、高齢者等のつまずきに繋がる。		⑥、⑮
歩道・横断歩道	歩道が狭い。 ⇒ 車椅子同士の相互通行ができない。また、車椅子が通る場合、歩行者は車道に出ないと行けない。		⑮
	歩道が無く、道路幅員が狭い区間がある。 ⇒ 自動車が通る際に、歩行者の安全が確保できない。		⑩
	植栽柵が障害となっている。 ⇒ 車椅子での円滑な移動を妨げる。		②

	側溝に蓋が無いところがある。 ⇒ 側溝に蓋をすれば、歩道が広がる。		④
	横断歩道が無い。 ⇒ 円滑な移動の妨げになる。		⑪
その他	道路乗り入れ部からの点字ブロックが整備されていない。 ⇒ 障がい者が利用する場合、駐車場にて降車させる必要がある。		⑤
	信号の切り替わる時間が短い。 ⇒ 移動に関して安全性が確保できない。		③

3-2 交通事業者ヒアリング結果

3-2-1 調査概要

下記の日程に、事務局が交通事業者3社へヒアリング調査を実施した。

平成24年11月29日 バス事業者（奈良交通株式会社）

平成24年11月30日 鉄道事業者（近畿日本鉄道株式会社）

平成24年12月7日 タクシー事業者（王寺タクシー株式会社）

3-2-2 調査結果

（1）バス事業者

①バス停における今後のバリアフリーについて

乗降客数の多い箇所を重点的に整備しており、上屋の設置については、駅へ向かう方には設置されている。

②運行している車両について

河合町を運行している車両の台数は、26台（他町への運行分も含む）で、そのうちバリアフリーに対応している車両は8台（ノンステップバス）。平成22年以降は、車両入替え時にノンステップバスを導入している。

③障がい者や高齢者のサポートについて

乗降時には運転者ができる限りサポートしている。障がい者への情報提供については、ホワイトボード等の利用や法律に適合した内容で対応している。

④バリアフリーに関する教育や訓練について

毎年講習を実施している。

⑤河合町におけるバリアフリーに関する問題点

バスの乗降時にノンステップバス（ワンステップバス）を車両入替え時に導入しているが、奈良県や河合町の歩車道分離ブロックが高すぎる（15.0cmが望ましい。）ため、以下の問題がある。

ノンステップバスでは歩道に横付けできないので、乗客に一旦車道部に降りていただくことになる。

無理に歩道に近づけると乗降時にブロックが段差となり危険、しかも車両を破損する恐れもある。

(2) 鉄道事業者

①施設での障がい者等への対応について

河合町内の3駅（大輪田駅、佐味田川駅、池部駅）は、全て無人駅であるため、障がい者等が施設を利用する場合は、職員が所在する駅に乗降する駅名や、日時の連絡をいただく。職員は、利用される駅に向かい対応する。事前連絡が無い場合は、その場で職員が到着するまで待っていただく。

最近では当該箇所での車椅子利用者からの依頼は無い。ご利用される場合は、駅係員2～3名で車椅子を持ち上げて昇降する。基本は、駅の改札内での対応となるが、現実的には、佐味田川駅の構外連絡橋（町管理）の階段も含めて対応する。

②今後、バリアフリー化に関する整備予定

3駅とも、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」である3000人/日以上に達していないため、整備する予定は無い。なお、大輪田駅は平成22年乗降者数が2900人/日と、基準まで僅かであった。

また、田原本線全駅において近接放送を実施しておらず、また設置予定も無い。

③車両の障がい者等への対応について

河合町を運行している車両の台数は21車両（3台×7編成）であり、バリアフリー化の基準全てに対応した車両は無い。また、点検や予備等のため実際に1日運行している車両数とは異なる。なお、安全の確保の面から車両連結部の転落防止のための幌（ほろ）は、設置している。

④障がい者等の乗降の対応について

車椅子の場合は、渡し板にて対応している。なお、あらかじめ利用日時を連絡していただく必要がある。

⑤バリアフリーに関する教育や訓練等について

毎年、新任助役を対象に外部講師によるサービス介助士の教育や、各職場にて障がい者に対する接遇の教育を実施している。

⑥バリアフリー化を推進するための課題について

近鉄の他駅において3000人/日以上でバリアフリー化未整備が約50駅あるため、3000人/日以下の河合町3駅の優先順位は低い。

また、車両の対応は、新造車両や大規模リニューアルに併せて対応している。なお、車両の耐用年数は約50年であるため、すぐに対応は難しい。

(3) タクシー事業者

①町内を運行している車両について

21 台で他町にまたがり運行している。バリアフリー化した車両や福祉タクシーは、所有していない。

②障がい者や高齢者に対するサポートについて

障がいを有している利用者については、乗降時に介助を行う（例えば、車椅子は折りたたんでトランクへ）。予約や行先等については FAX や筆談で対応している。

③今後取り組むべきバリアフリー化について

ユニバーサルデザイン車両の検討を進めている。香芝市のイムラタクシーは、奈良県内で唯一 1 台所有している。

④バリアフリーに関する教育や訓練

実施している。

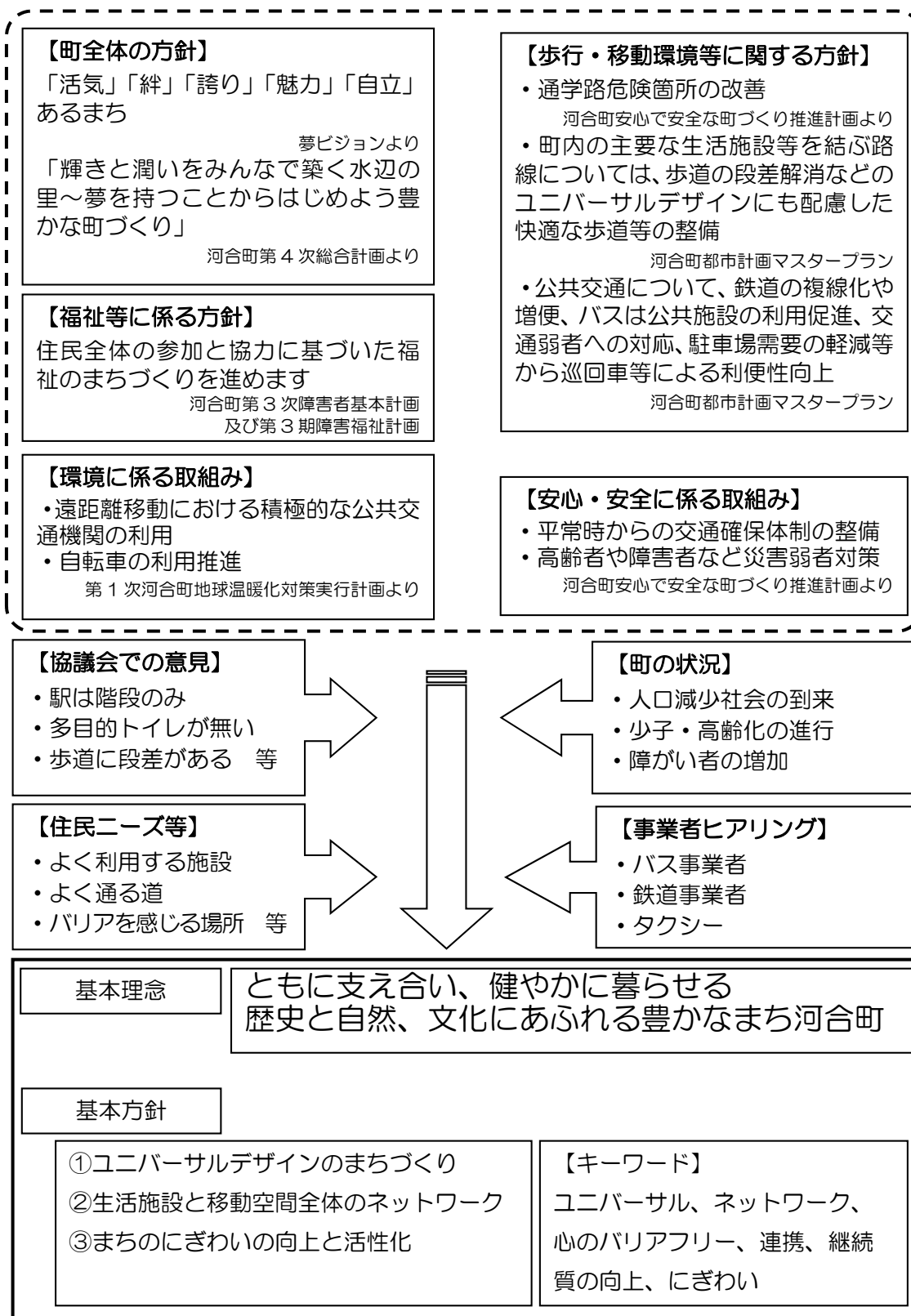
⑤重点整備地区について

特に意見は無いが、タクシー事業者としては、改札前から段差なしに乗客を乗せられることが望ましいと考えている。

第4章 バリアフリーの基本理念と方向性

4-1 基本理念

基本理念を以下の通りとする。



4-2 基本的な方向性

バリアフリーのまちづくりを推進して行くための基本的な方向性として、以下の考え方が重要です。これらの考え方を踏まえ重点的かつ一体的に、より実効性のある取組みを推進する必要があります。

○全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方をベースとします

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。ユニバーサルデザインも、バリアフリーも快適に自由に参加できる社会の構築を目指すという目標は共通していますが、バリアフリーは障壁を取り除いて行こうという狭義の考え方であり、ユニバーサルデザインはより多くの人に対応できるようなデザインを目指すもので、社会全体の利益に繋がります。このような考え方をベースとして、整備を行っていきます。

○各施設管理者との連携を考慮し、移動空間全体のネットワークの形成を図ります

まちづくりの視点から移動を考えると、建築物や公共交通旅客施設といった単体だけでは無く、それを結ぶ広場や道路、交通結節点といった移動空間全体のネットワークの形成を考慮して、バリアフリー新法以外の計画を、各施設管理者とも連携して進めていきます。

例えば、建築物への移動が連続して容易に行えるよう、移動経路の円滑化や案内情報等の整備を図るとともに、沿道の建物所有者や店舗の協力により、歩行空間の障害物の撤去を強化したりする等の取組みが必要です。

○まちのにぎわいの向上と活性化を目指します

まちに来る人々の回遊性を高め、まちのにぎわいの向上と活性化を目指す視点も忘れてはなりません。

商業者と一緒に商業施設等の利用しやすさを考えながら対策を検討する等、バリアフリー化とまちの活性化を両立させる手法が求められます。

○まち全体を見据えた効果や影響についても十分考慮します

整備を実施する場所は、基本構想で定める重点整備地区となりますが、整備メニューを策定するにあたっては、重点整備地区外も含め、まち全体を見据えた効果や影響についても十分考慮しておかなければなりません。また、重点整備地区内外に関わらず、高齢者や障がい者等の利用が多く見込まれる経路については、安全に利用できるよう、適宜対応して行きます。なお、整備済み区間であっても不備等が確認されれば、定期的な補修・改善を行っていきます。

○ハード整備と心のバリアフリーの取組みとの連携を図り、バランスの良い推進を図ります

まちのバリアフリー化のためにハード整備は重要ですが、それだけで十分ではなく、ハード整備に頼ることが困難な場合もあります。

利用する人々の譲り合いでカバーする等の暫定対応や、啓発等ソフト面の充実といった複数の取組みを柔軟にバランスよく組み合わせることで、より実効性を挙げていくことも必要となります。そのためには、高齢者、障がい者等を含む住民と関係機関の横の連携を十分図り、協働して前向きに課題を検討することが求められます。

○さらなるレベルアップを目指して、継続的に質の向上を図ります

河合町のバリアフリー整備にあたっては、まずは移動等円滑化基準への適合に向けて取り組まなければなりません。しかし、それだけではなく住民参加のもとの構想であるということを踏まえ、ガイドラインの趣旨や内容を尊重しつつ標準的なレベルから、さらに望ましいレベルまで、積極的かつ継続的に質の向上を図ることが求められています。

4-3 住民・事業者・行政関係者の役割

ハード面及びソフト面の取組みを実施するにあたっては、住民・事業者・行政が各々の役割を果たしながら、相互に連携を図っていかねばなりません。

住民・事業者・行政が果たすべき役割と責務について、バリアフリー新法の規定を踏まえると、下図「住民・事業者・行政の役割」のように示すことができます。このような役割と責務をそれぞれが果たすことが、この基本構想に定めたバリアフリーの整備目標の達成や、事業の実施時期の実現を促進することとなります。それらを可能にするためには、河合町はもとよりそれぞれの関係機関が、限られた財源の中で、優先順位を明確にしたうえでの資金の確保や、地域住民との合意形成等に向けて、お互いに連携して最大限の努力を行っていく必要があります。

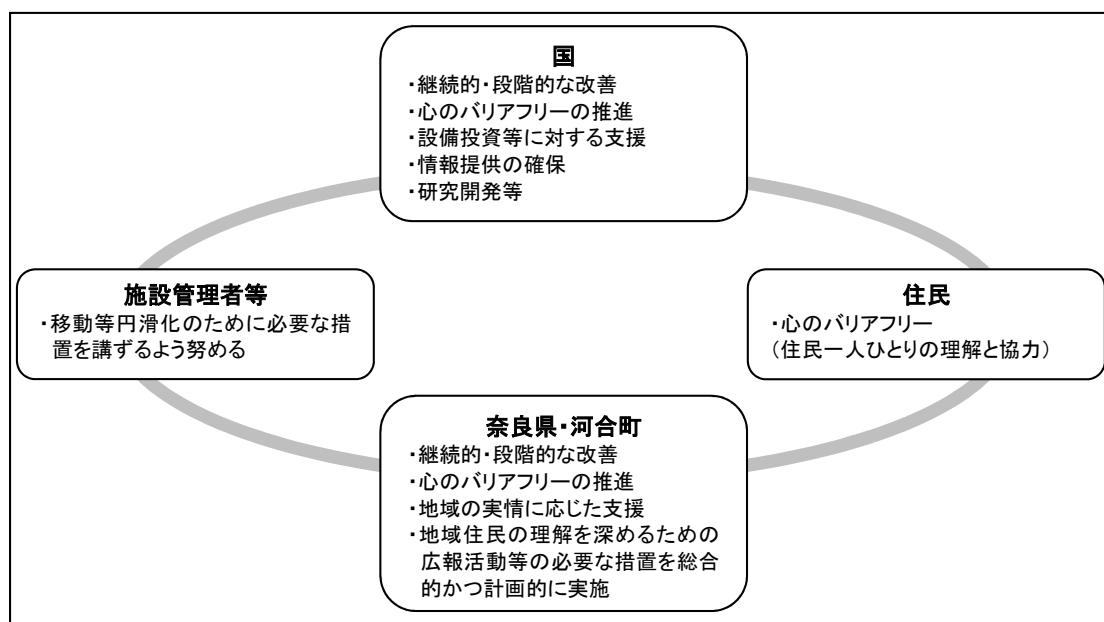


図 住民・事業者・行政の役割

第5章 バリアフリーの整備方針

5-1 重点整備地区設定の基本的な考え方

バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となります。重点整備地区の範囲の設定については、移動等円滑化のための事業が重点的かつ一体的に実施することが特に必要であると認められる地区とします。

重点整備地区の区域と経路の設定にあたっては、特定旅客施設である鉄道駅の各々を中心とした徒歩圏（概ね 500～1,000m）や、相当数の高齢者、障がい者を含む多くの住民が利用すると見込まれる生活関連施設を含む範囲を基本としています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第2条第21号）

重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

5-2 重点整備地区

「5-1 重点整備地区設定の基本的な考え方」を踏まえ、重点整備地区を以下の図の通り設定しました。

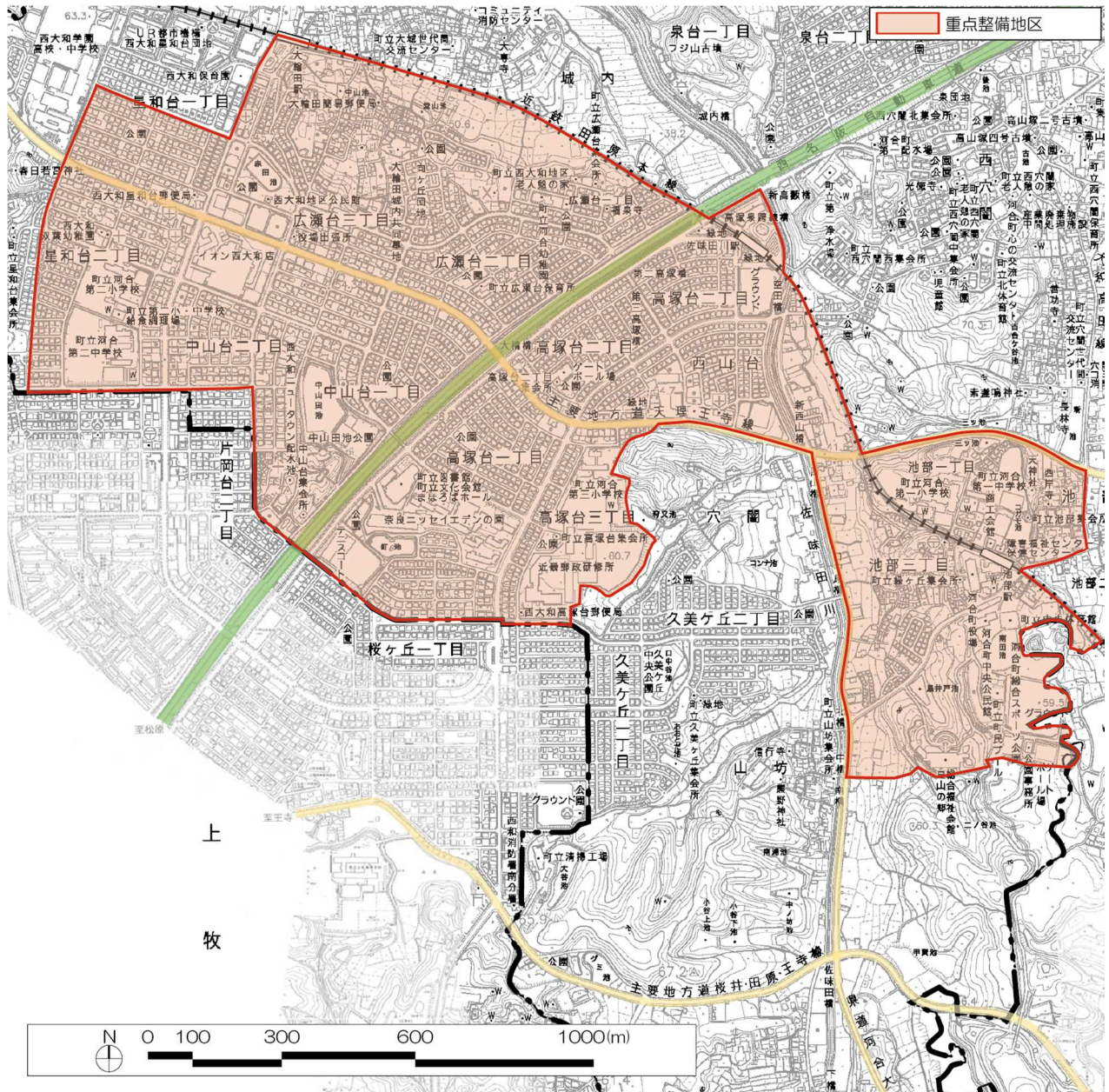


図 重点整備地区

5-3 生活関連施設及び生活関連経路

5-3-1 生活関連施設の設定

生活関連施設は、重点整備地区内に立地し、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者等がよく利用する」と考えられる施設や、協議会による現地点検結果等を踏まえ、下記36施設としました。

表 生活関連施設一覧

施設分類		施設名	施設数
旅客施設	鉄道駅	①大輪田駅 ②佐味田川駅 ③池部駅	3
建築物	公共施設	①河合町役場 ②役場出張所 ③町立体育館 ④中央公民館 ⑤町民グラウンド ⑥西大和地区公民館 ⑦文化会館まほろばホール ⑧町立図書館 ⑨西大和地区老人憩いの家	9
	商業施設	①イオン西大和店 ②ユニクロ西大和店 ③万代河合町店 ④サンディ奈良西大和店 ⑤キリン堂河合町店 ⑥イオンシネマ西大和 ⑦東洋薬局河合店	7
	医療・福祉施設	①総合福祉会館「豆山の郷」 ②保健センター・障害福祉センター ③奈良ニッセイエデンの園 ④ニッセイ聖隷クリニック ⑤社会福祉法人 平安会	5
	学校	①河合町立第一小学校 ②河合町立第二小学校 ③河合町立第三小学校 ④河合町立第一中学校 ⑤河合町立第二中学校	5
	金融機関	①西大和星和台郵便局 ②西大和高塚台郵便局 ③南都銀行西大和支店	3
都市公園		①総合スポーツ公園 ②赤田池公園 ③釘池公園 ④中山田池公園	4
合計			36

5-3-2 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけ、重点的かつ優先的に移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指す経路です。

生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か（既に移動等円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけるものとします。

県道天理王寺線	県道河合大和高田線	町道 1-2 号線	町道 1-3 号線
町道 1-20 号線	町道 2-12 号線	町道 2-22 号線	町道 14-14 号線
町道 14-32 号線	町道 15-7 号線	町道 15-8 号線	町道 15-18 号線
町道 15-26 号線	町道 16-5 号線	町道 16-16 号線	町道 16-23 号線
町道 16-27 号線	町道 17-1 号線	町道 17-10 号線	町道 17-21 号線
町道 17-28 号線	町道 17-34 号線	町道 17-47 号線	町道 17-51 号線
町道 18-4 号線			

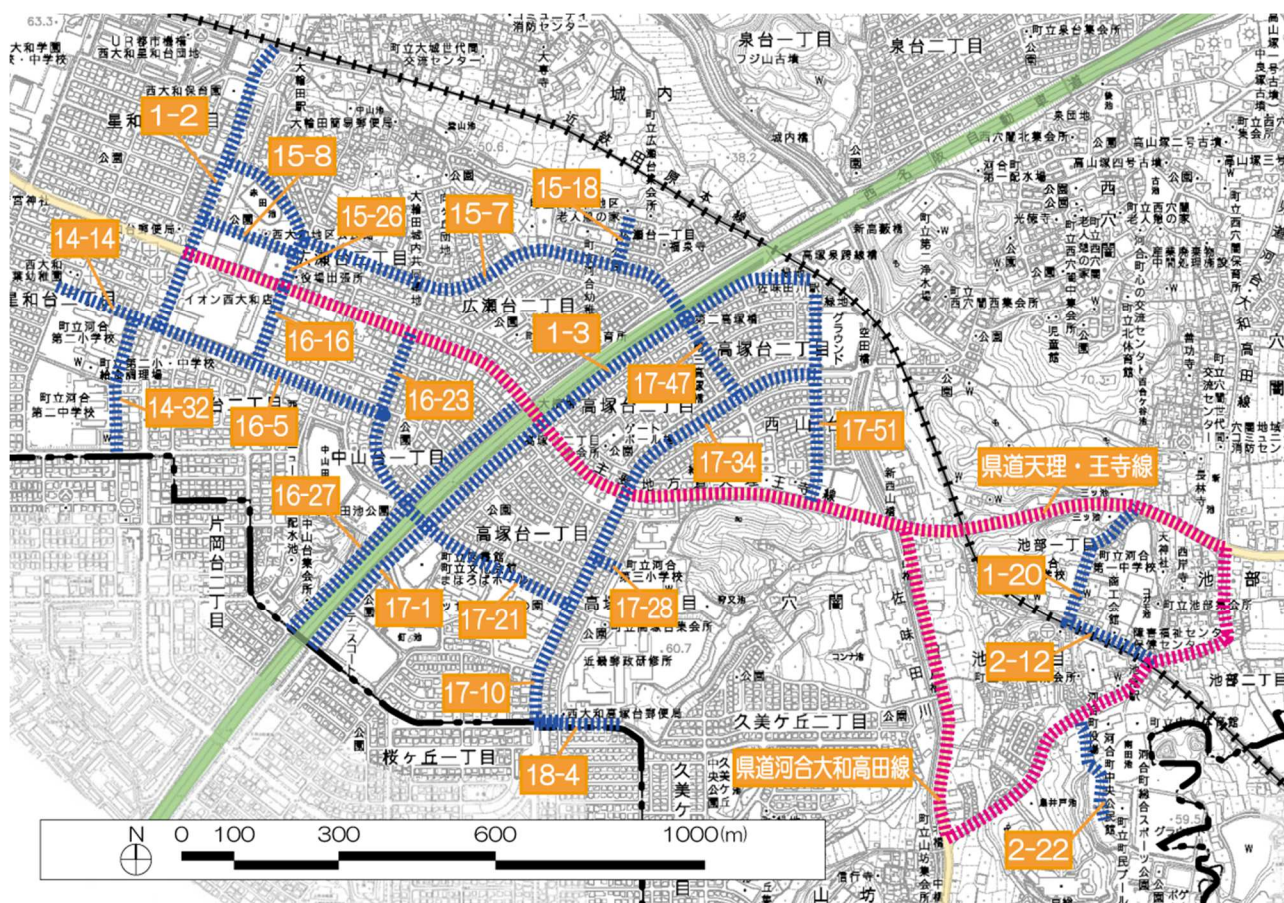


図 生活関連経路

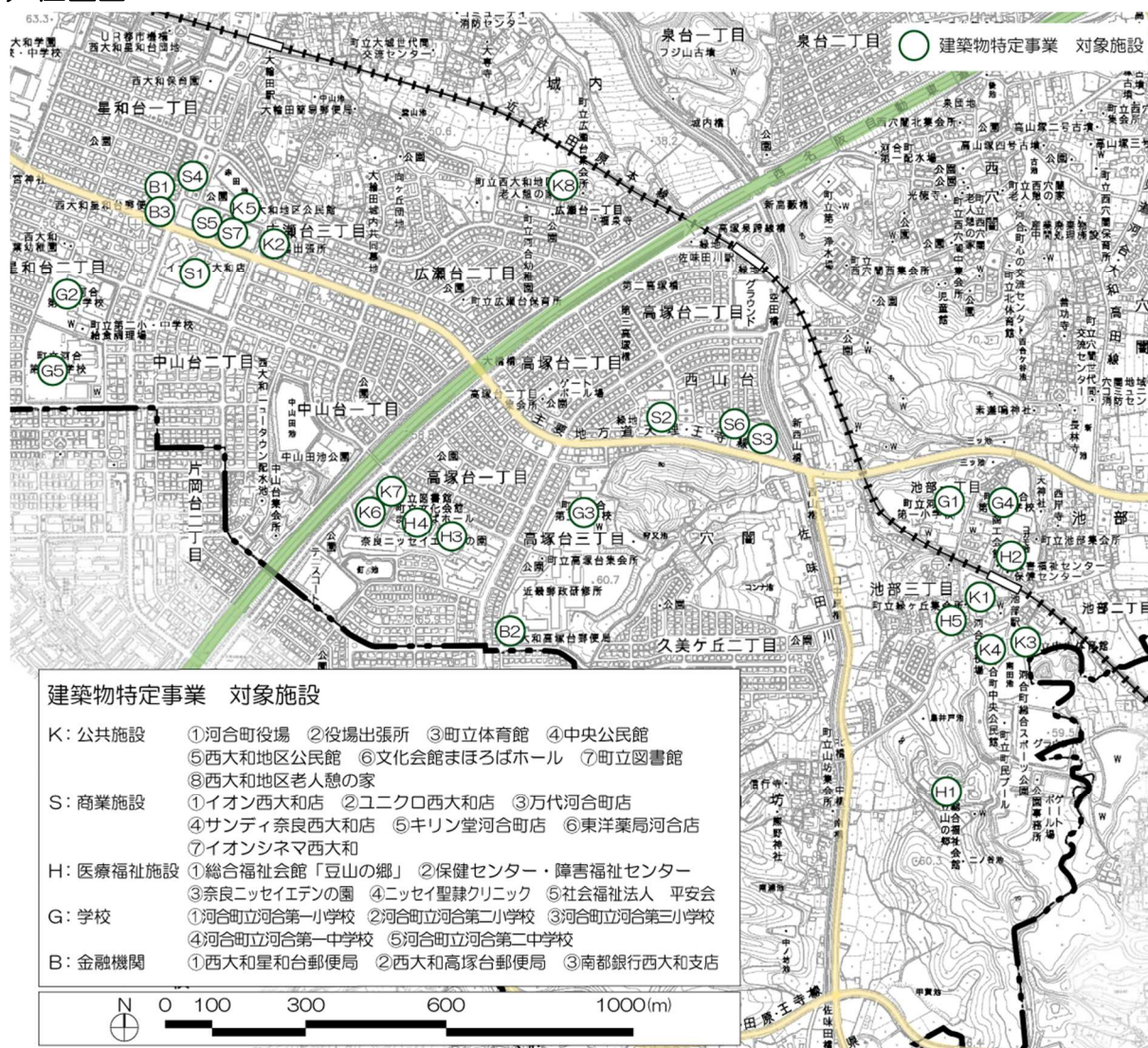
5-4実施すべき特定事業について

実施すべき特定事業にあたっては、国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・改良を基本とすると共に、誰もがより利用しやすいものとするため、出来る限り高齢者、障がい者等を含む町民のニーズを反映した整備を行うことを前提に、各事業者と協議を行い、具体的な実施すべき特定事業を計画し、目標時期を設定しました。

短期	概ね 5 年以内
中期	概ね 10 年以内
長期	概ね 10 年以降

5-4-1 建築物特定事業

1) 位置図



整備内容に加え、現在のバリアフリー情報を付け加えた。以下の8項目に着目し、整理を行った。
各整備メニューには、施設ごとに必要とされる項目を整理し、下記、凡例のとおり「設備のあるものは着色無し」「設備のないものは着色あり」で表示した。

【凡例】

	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
	道から施設内へのスロープ		施設館内図		車椅子対応トイレ	乳幼児設備	オストメイト	
設備あり								
設備無し								

2) 整備メニュー

①公共施設

河合町役場		用途：公共施設			所在地：河合町池部 1 丁目 1 番 1 号				
施設写真		整備内容		目標時期			備考		
				短期	中期	長期			
		トイレの段差解消		○					
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化		○					
		案内所の設置					最寄りの職員が対応		
		誘導サインの設置・改良		○					
		トイレ用案内点字版の設置		○					
バリアフリー 情報	スロープ	案内所※	案内看板	エレベーター	多目的トイレ				駐車場
									

※案内所は設置しないが、最寄りの職員が対応する。

役場出張所		用途：公共施設		所在地：河合町広瀬台 3 丁目 3 番地 9				
施設写真		整備内容		目標時期			備考	
				短期	中期	長期		
		自動扉の設置					※1 ※2	
		点字ブロックの設置						
		障害者専用の駐車場設置						
		照明の設置						
		多目的トイレの設置						
		誘導サインの設置・改良						
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	多目的トイレ			駐車場	
						 オストメイト		

※1 平成27年度以降、移転を予定している。

※2 高齢者や障がい者など、介助が必要と思われる方が来られた際には、職員が介助を行っている。

町立体育館		用途：公共施設		所在地：河合町池部 2 丁目 13 番 2 号			
施設写真 	整備内容		目標時期			備考	
			短期	中期	長期		
					○		
					○		
	点字ブロックの設置				○	※1	
	多目的トイレの設置				○	※1	
	誘導サインの設置・改良				○	※1 ※2	
	案内看板の設置				○	※1 ※2	
バリアフリー 情報	スロープ	案内所※3	案内看板	多目的トイレ			駐車場
							

※1 整備が完了するまでにおいては、使用申請時にバリアの状況等の説明を行い、了解を得た上で申請していただく。

※2 整備を実施するまでにおいては、簡易の案内板を設置し、利便性やバリアフリーへの対応を行う。

※3 案内所が無い場合、使用申請時にバリアの状況等の説明を行う。

中央公民館		用途：公共施設			所在地：河合町池部 2 丁目 13 番 1 号				
施設写真		整備内容			目標時期			備考	
					短期	中期	長期		
		点字ブロック・シートの設置			○				
		小便器に手摺りを設置			○				
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化				○			
		オストメイトの設置					○		
		エレベーターの設置					○	※1 ※2	
		誘導サインの設置・改良			○				
バリアフリー 情報		スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
									

※1 エレベーター設置に関する調査を行う。構造上設置が困難となった場合、代替案を検討する。

※2 施設の改修とあわせて代替案を検討する。

西大和地区公民館		用途：公共施設			所在地：河合町広瀬台 3 丁目 7 番地			
施設写真		整備内容			目標時期			備考
					短期	中期	長期	
		自動扉の設置				○		
		点字ブロックの設置				○		
		多目的トイレの設置				○		
		誘導サインの設置・改良				○		
		案内看板の設置				○		
		エレベーターの設置				○		
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

文化会館まほろばホール		用途：公共施設		所在地：河合町高塚台 1 丁目 8 番地 3				
施設写真		整備内容		目標時期			備考	
				短期	中期	長期		
		トイレの段差解消		○				
		オストメイトの設置				○		
		乳幼児用設備設置			○			
		上下移動補助器具の設置				○		
		点字ブロックの設置		○				
		案内看板の設置		○				
バリアフリー 情報	スロープ	案内所※1	案内看板	エレベーター※2	多目的トイレ			駐車場
								

※1 イベント開催時においては、イベント受付等で対応していただく。

※2 一般利用者が利用する部分については、エレベーター設置の必要性は無い。ただし、ホールの中央階については、段差があるため上下移動補助器具の設置を行う。

町立図書館		用途：公共施設			所在地：河合町高塚台 1 丁目 8 番地 3				
施設写真		整備内容		目標時期			備考		
				短期	中期	長期			
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化				○			
		オストメイトの設置				○			
		乳幼児用設備設置			○				
		点字シートの設置		○					
		エレベーターの設置				○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場	
									

西大和地区老人憩いの家		用途：公共施設		所在地：河合町広瀬台 1 丁目 7 番地 1			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		自動扉の設置				○	※1
		点字ブロックの設置			○		※2
		オストメイトの設置				○	
		乳幼児用設備設置			○		
		誘導サインの設置・改良		○			
		トイレ用案内点字版の設置			○		
		小便器に手摺りを設置		○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板※ 3	多目的トイレ			
							

※1 自動扉の設置に関しては工法等に関して実施が可能かなどについて確認が必要であるため、長期に実施とする。自動扉設置に関する調査結果において、構造上自動扉の設置が困難であった場合は、開き戸から引き戸に変更するなどの対応を想定している。

※2 利用者の多くが高齢者であり点字ブロックに躓くなどの恐れがあるため、代替案等を検討する。

※3 施設規模が小さいため案内看板の新設は行わないが、誘導サインの設置・改良やトイレ用案内点字版の設置を行う。

②商業施設

イオン西大和店		用途：商業施設			所在地：河合町中山台 2 丁目 7 番地			
施設写真	整備内容	目標時期			備考			
		短期	中期	長期				
	入口に点字ブロックの設置	○						
	小便器に手摺りを設置	○						
	トイレの段差解消	○						
	オストメイトの設置		○					
	点字ブロック・シートの設置	○						
	案内所の設置	○						
バリアフリー 情報 ※	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

※ 介助等が必要な旨を近くのスタッフやサービスカウンターに申し出があれば、対応することが可能。

ユニクロ西大和店		用途：商業施設			所在地：河合町西山台 522 番地 3			
施設写真	整備内容	目標時期			備考			
		短期	中期	長期				
	小便器に手摺りを設置				※1			
	オストメイトの設置				※1			
	乳幼児用設備設置				※1			
	点字ブロックの設置			○				
	誘導・案内版の設置・統一				※1			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	多目的トイレ			駐車場		
								

※1 全社統一して実施が条件となるため、当店で判断することが出来ない。

万代河合町店		用途：商業施設		所在地：河合町西山台 527 番地 1				
施設写真		整備内容		目標時期			備考	
				短期	中期	長期		
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化				○		
		オストメイトの設置				○		
		点字シートの設置				○		
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	エレベーター	多目的トイレ			駐車場	
								

キリン堂河合町店		用途：商業施設		所在地：河合町広瀬台 3 丁目 5 番地 2			
施設写真		整備内容	目標時期			備考	
			短期	中期	長期		
		トイレの段差解消			○	店舗改修計画時	
		乳幼児用設備設置			○		
		オストメイトの設置			○		
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	多目的トイレ			駐車場	
							

※ 近年、身体障害者対応のトイレ等の設備に取り組んでおり、当該店舗においても中長期計画において、改修を検討中である。

東洋薬局河合店		用途：商業施設		所在地：河合町西山台 568 番地-1-2			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		オストメイトの設置					※1
		乳幼児用設備設置				○	※2
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	多目的トイレ			駐車場	
							

※1 オストメイトについては、店舗利用者等から要望があれば実施検討を行う。

※2 乳幼児用設備については、新店舗建設時及び既存店舗改装時。

イオンシネマ西大和		用途：商業施設		所在地：河合町広瀬台 3 丁目 5 番地 1				
施設写真		整備内容		目標時期			備考	
				短期	中期	長期		
		オストメイトの設置			○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	エレベーター	多目的トイレ			駐車場	
								

③医療・福祉施設

総合福祉会館「豆山の郷」		用途：医療・福祉施設			所在地：河合町大字山坊 24 番地 3			
施設写真		整備内容			目標時期			備考
					短期	中期	長期	
		正面玄関フロアー段差解消			○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

保健センター・障害福祉センター		用途：医療・福祉施設			所在地：河合町池部1丁目2番9号			
施設写真 	整備内容	目標時期			備考			
		短期	中期	長期				
				○				
				○				
		○						
			○					
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

奈良ニッセイエデンの園		用途：福祉施設			所在地：河合町高塚台1丁目8番地1			
施設写真 	整備内容	目標時期			備考			
		短期	中期	長期				
					職員による対応			
				○				
					※1			
				○				
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

※1 各居室・ゲストルームのベッド等や共用部の簡易ソファークッションを利用していただく。

ニッセイ聖隷クリニック		用途：医療・福祉施設			所在地：河合町高塚台1丁目8番地1			
施設写真		整備内容			目標時期			備考
					短期	中期	長期	
		点字ブロックの設置						職員による対応
		乳幼児用設備設置						※1
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

※1 プライバシーに配慮し、面談コーナーのソファ等を利用していただく。

社会福祉法人平安会		用途：医療・福祉施設			所在地：河合町池部3丁目5番5号			
施設写真		整備内容			目標時期			備考
					短期	中期	長期	
		オストメイトの設置						介護士が補助する
		乳幼児用設備設置						介護士が対応する
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

④学校

河合町立河合第一小学校		用途：学校		所在地：河合町池部 1 丁目 15 番 10 号			
施設写真	整備内容	目標時期			備考		
		短期	中期	長期			
	自動扉の設置				※1		
	点字ブロックの設置		○		※2		
	点字シートの設置		○		※2		
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化		○		※2 ※3		
	小便器に手摺りを設置		○		※2 ※3		
	オストメイトの設置			○	※2		
	乳幼児用設備設置			○	※2		
バリアフリー 情報	スロープ	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
							

※1 介助等が必要な場合は、校門に設置しているインターフォンにて伝えていただき、その後職員が校門に向かい介助を行う。

※2 河合町内の町立小中学校（5校）を対象に計画的に検討を進める。

※3 生徒を除く来校者が主に使用する職員トイレにて実施を行う。

河合町立河合第二小学校		用途：学校		所在地：河合町星和台 2 丁目 7 番地 1			
施設写真	整備内容	目標時期			備考		
		短期	中期	長期			
	自動扉の設置				※1		
	障がい者専用の駐車場設置	○					
	点字ブロックの設置		○		※2		
	点字シートの設置		○		※2		
	小便器に手摺りを設置		○		※2 ※3		
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化		○		※2 ※3		
	オストメイトの設置			○	※2 ※3		
	乳幼児用設備設置			○	※2		
	校庭、体育館、校舎までの平坦性の確保				※4		
バリアフリー 情報	スロープ	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
							

※1 介助等が必要な場合は、校門に設置しているインターフォンにて伝えていただき、その後職員が校門に向かい介助を行う。

※2 河合町内の町立小中学校（5校）を対象に計画的に検討を進める。

※3 生徒を除く来校者が主に使用する職員トイレにて実施を行う。

※4 校舎等の構造上スロープの設置が困難である。介助が必要な方については、職員が対応を行う。

河合町立河合第三小学校		用途：学校		所在地：河合町高塚台 3 丁目 4 番地 2			
施設写真	整備内容	目標時期			備考		
		短期	中期	長期			
	案内図の設置	○					
	障がい者専用の駐車場設置	○					
	点字ブロックの設置		○		※1		
	点字シートの設置		○		※1		
	洋式トイレの設置			○	※1 ※2		
	小便器に手摺りを設置		○		※1 ※2		
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化			○	※1 ※2		
	校庭、体育館、校舎までの平坦性の確保		○				
	スロープの設置	○					
	多目的トイレの設置			○			
	エレベーターの設置			○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
							

※1 河合町内の町立小中学校（5校）を対象に計画的に検討を進める。

※2 生徒を除く来校者が主に使用する職員トイレにて実施を行う。

河合町立河合第一中学校		用途：学校		所在地：河合町池部 1 丁目 13 番 1 号			
施設写真	整備内容	目標時期			備考		
		短期	中期	長期			
	自動扉の設置				※1		
	点字ブロックの設置		○		※2		
	点字シートの設置		○		※2		
	小便器に手摺りを設置		○		※2 ※3		
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化		○		※2 ※3		
	オストメイトの設置			○	※2		
	乳幼児用設備設置			○	※2		
	校庭、体育館、校舎までの平坦性の確保			○			
	エレベーターの設置			○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
							

※1 介助等が必要な場合は、校門に設置しているインターフォンにて伝えていただき、その後職員が校門に向かい介助を行う。

※2 河合町内の町立小中学校（5校）を対象に計画的に検討を進める。

※3 生徒を除く来校者が主に使用する職員トイレにて実施を行う。

河合町立河合第二中学校		用途：学校		所在地：河合町星和台 2 丁目 7 番地 2			
施設写真	整備内容	目標時期			備考		
		短期	中期	長期			
	自動扉の設置				※ 1		
	案内看板の設置	○					
	障がい者専用の駐車場設置	○			※ 2		
	点字ブロックの設置		○		※ 2		
	点字シートの設置		○		※ 2		
	小便器に手摺りを設置		○		※ 2 ※ 3		
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化		○		※ 2 ※ 3		
	多目的トイレの設置	○					
	校庭、体育館、校舎までの平坦性の確保	○					
	エレベーターの設置			○	※ 4		
バリアフリー 情報	スロープ	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
							

※ 1 介助等が必要な場合は、校門に設置しているインターフォンにてお伝えしていただき、その後職員が校門に向かい介助を行う。

※ 2 河合町内の町立小中学校（5 校）を対象に計画的に検討を進める。

※ 3 生徒を除く来校者が主に使用する職員トイレにて実施を行う。

※ 4 エレベーターの設置まで、手押し式階段昇降機を設置する。

⑤金融機関

西大和星和台郵便局		用途：商業施設		所在地：河合町星和台1丁目9番地24			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		自動扉の設置					※1
		点字ブロックの設置		○			
		出入口の段差解消		○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	駐車場 ※				
							

※ 1 スロープ設置時に自動扉の設置について業者に確認していただいたところ、構造上設置が不可能とのが判明した。

※ 2 駐車場については、立地条件を踏まえ障がい者用の駐車場の設置が困難（駐車場から施設までのアクセスが困難）なため、整備内容に含めないものとした。

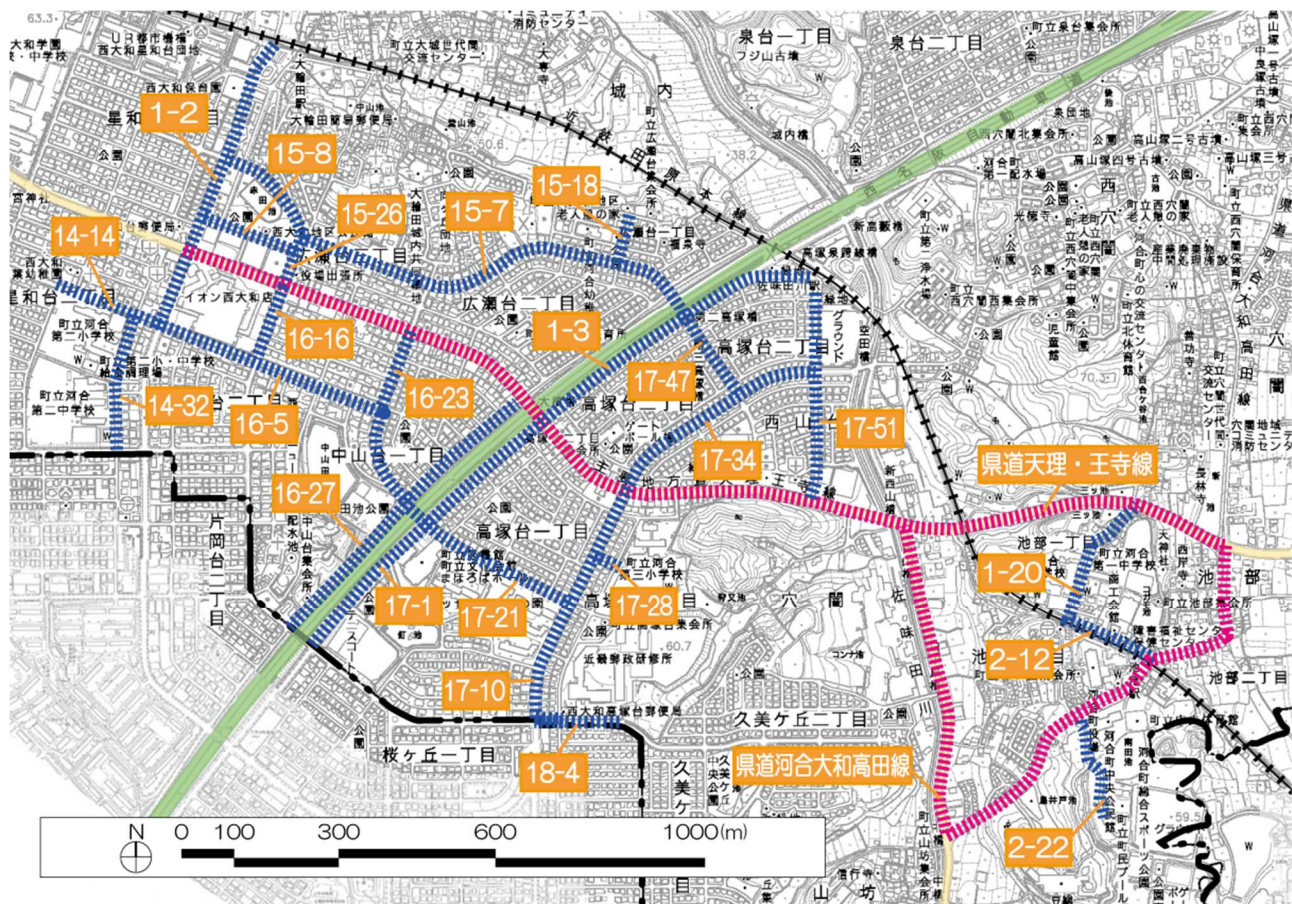
西大和高塚台郵便局		用途：商業施設		所在地：河合町高塚台3丁目4番地1			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		整備済み					
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	駐車場				
							

南都銀行西大和支店		用途：商業施設		所在地：河合町星和台1丁目9番地2			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		整備済み					
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	駐車場				
							

5-4-2 道路特定事業

■単路

1) 位置図



2) 整備メニュー

① 県道

県道天理・王寺線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	点字ブロックの設置	○			※1
	歩道幅員の確保			○	※2

県道河合大和高田線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道部と歩道部の段差解消（セミフラット化）	○			※3
	乗入部の平坦性確保	○			※3
	点字ブロックの設置	○			※1
	障害物の撤去		○		※2
	歩道幅員の確保			○	※2

※1 点字ブロックの設置については、高齢者の躓きや車椅子利用者においてはバリアになるため、道路利用状況等を踏まえ検討する。

※2 歩道幅員の確保や障害物（植樹等）の撤去については、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要になることから目標時期を含め、特定事業計画において具体的な検討を行う。

※3 車道部と歩道の段差解消、歩道部の平坦性確保、乗入れ部の平坦性確保については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画の見直しや大規模改築が必要となるため、特定事業計画において具体的な検討を行う。

②町道

町道 1-2 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2

町道 1-3 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1

町道 1-20 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	点字ブロックの設置			○	※3
	歩道幅員の確保			○	※1 ※A

※A 小学校敷地の活用を想定している。

町道 2-12 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩行空間の確保		○		※4
	歩行者の安全な誘導			○	※4

町道 2-22 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	点字ブロックの設置			○	※3
	歩道幅員の確保			○	※1

町道 14-14 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	点字ブロックの設置			○	※3
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2
	照明の設置			○	※5

町道 14-32 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩行空間の確保		○		※4
	歩行者の安全な誘導			○	※4

町道 15-7 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 15-8 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩行空間の確保		○		※4
	歩行者の安全な誘導			○	※4

町道 15-18 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩行空間の確保		○		※4
	歩行者の安全な誘導			○	※4

町道 15-26 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 16-5 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 16-16 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 16-23 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 16-27 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 17-1 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2

町道 17-10 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1

町道 17-21 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 17-28 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	点字ブロックの設置			○	※3
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 17-34 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	点字ブロックの設置			○	※3

町道 17-47 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	歩道幅員の確保			○	※2

町道 17-51 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2
	歩行空間の確保			○	※4
	歩行者の安全な誘導			○	※4

町道 18-4 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

※1：車道部と歩道の段差解消、歩道部の平坦性確保、乗入れ部の平坦性確保については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画の見直しや大規模改築が必要となるため、特定事業計画において具体的な検討を行う。

※2：歩道幅員の確保や障害物（植樹柵等）の撤去については、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要になることから目標時期を含め、特定事業計画において具体的な検討を行う。

※3：点字ブロックの設置については、高齢者の躓きや車椅子利用者にはバリアになるため、道路利用状況等を踏まえ検討する。

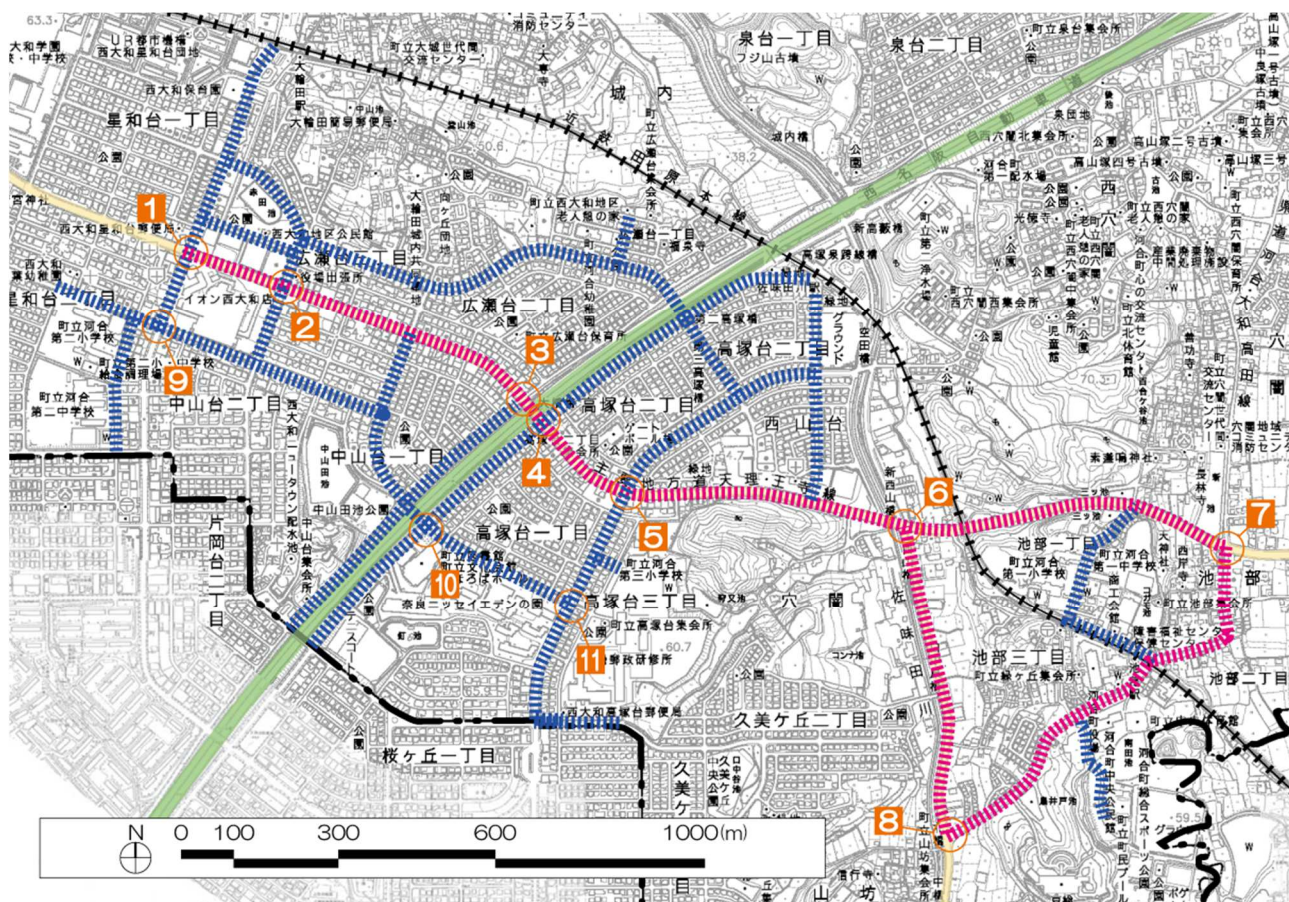
※4：歩行空間の確保、歩行者の安全な誘導については、歩車共存道路における車両通行幅員や交通運用等、警察や周辺住民等との協議・調整を含め特定事業計画において具体的な検討を行う。

備考：路側帯については、W=0.75m、1.0mまでは道路管理者が設置出来る。路側帯と別にその内側にもう1本「歩行者専用路側帯」の設置について、公安委員会と協議調整を行う。

※5：照明の設置については、目標時期を含め、夜間における歩行空間の明るさ等を確認し、特定事業計画において具体的な検討を行う。

■交差点

1) 位置図



2) 整備メニュー

①県道

交差点1（県道天理王寺線×町道1-2号線）

代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	平坦性確保	○			※1
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

交差点2（県道天理王寺線×町道 15-26・16-16 号線）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

交差点3（県道天理王寺線×町道 16-27 号線）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

交差点4（県道天理王寺線×町道 1-3・17-1 号線）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	平坦性確保	○			※1
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

交差点5（県道天理王寺線×町道 17-10・17-34 号線）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	平坦性確保	○			※1
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

交差点6（県道天理王寺線×県道河合大和高田線）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	平坦性確保	○			※1
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

交差点7（県道天理王寺線×県道河合大和高田線）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	平坦性確保	○			※1
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

交差点8（県道河合大和高田線×県道河合大和高田線）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	平坦性確保	○			※1
	点字ブロックの設置	○			※2
	車両進入等の防止対策の実施	○			※3

※1 平坦性の確保については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画での見直しや大規模改築が必要となるため、特定事業計画作成時において、具体的な検討を行う。

※2 点字ブロックの設置については、高齢者の躓きや車椅子利用者にはバリアになるため、道路利用状況等を踏まえ検討する。

※3 車両侵入等の防止対策については、歩行者溜まりにおける車両の侵入及び歩行者の交差点内進入を防止するため、防護柵や縁石等の設置について交通量や沿道土地利用等を踏まえ検討する。

②町道

交差点9（町道 1-2×町道 14-14、町道 16-5）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差及び勾配の解消による平坦化			○	※1
	車両進入等の防止対策の実施			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

交差点 10（町道 17-1×町道 17-21）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差及び勾配の解消による平坦化			○	※1
	車両進入等の防止対策の実施			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2

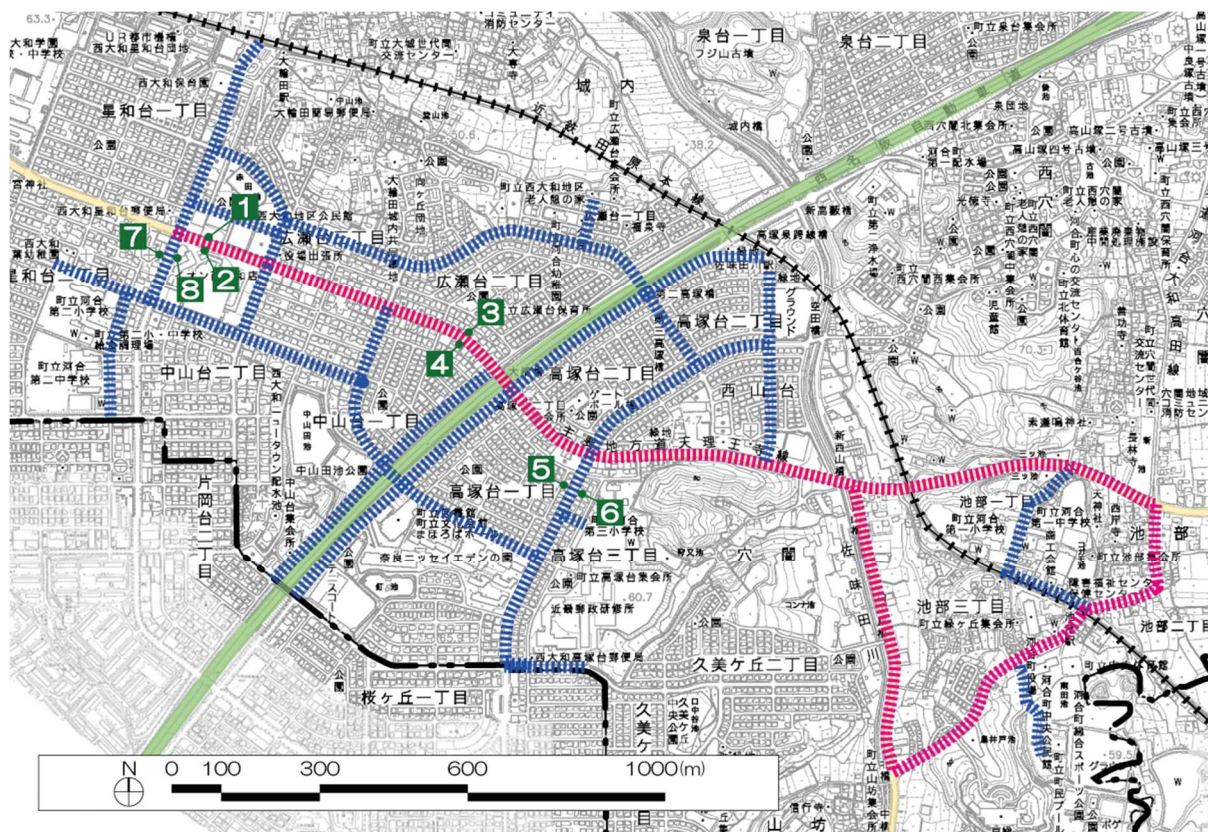
交差点 11（町道 17-10×町道 17-21）					
代表写真	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差及び勾配の解消による平坦化			○	※1
	車両進入等の防止対策の実施			○	※2

※1 車道部と歩道の段差及び勾配の解消による平坦化については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画の見直しや大規模改築が必要となるため、特定事業計画において具体的な検討を行う。

※2 車両侵入等の防止対策の実施や歩道幅員の確保については、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要になることから目標時期を含め、特定事業計画において具体的な検討を行う。

■バス停留所

1) 位置図



2) 整備メニュー

①県道

県道天理王寺線 (バス停留所1：中山台二丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩道幅員の確保			○	※1
	点字ブロックの設置	○			※2

県道天理王寺線 (バス停留所2：中山台二丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩道幅員の確保			○	※1
	点字ブロックの設置	○			※2

県道天理王寺線 (バス停留所3：広瀬台二丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩道幅員の確保			○	※1
	点字ブロックの設置	○			※2

県道天理王寺線 (バス停留所4：広瀬台二丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩道幅員の確保			○	※1
	点字ブロックの設置	○			※2

※1：歩道幅員の確保については、バス事業者、交通管理者（警察）や地元住民間の協議が必要になることから目標時期を含め、特定事業計画において具体的な検討を行う。

※2：点字ブロックの設置については、バス乗車者に対して注意喚起、誘導することを目的とし、具体的な配置等については特定事業計画において検討を行う。

②町道

町道 17-10 号線 (バス停留所5：高塚台一丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩道幅員の確保			○	※1
	点字ブロックの設置	○			※2

町道 17-10 号線 (バス停留所6：高塚台一丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	歩道幅員の確保			○	※1
	点字ブロックの設置	○			※2

町道 1-2 号線 (バス停留所7：中山台二丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	点字ブロックの設置	○			※2

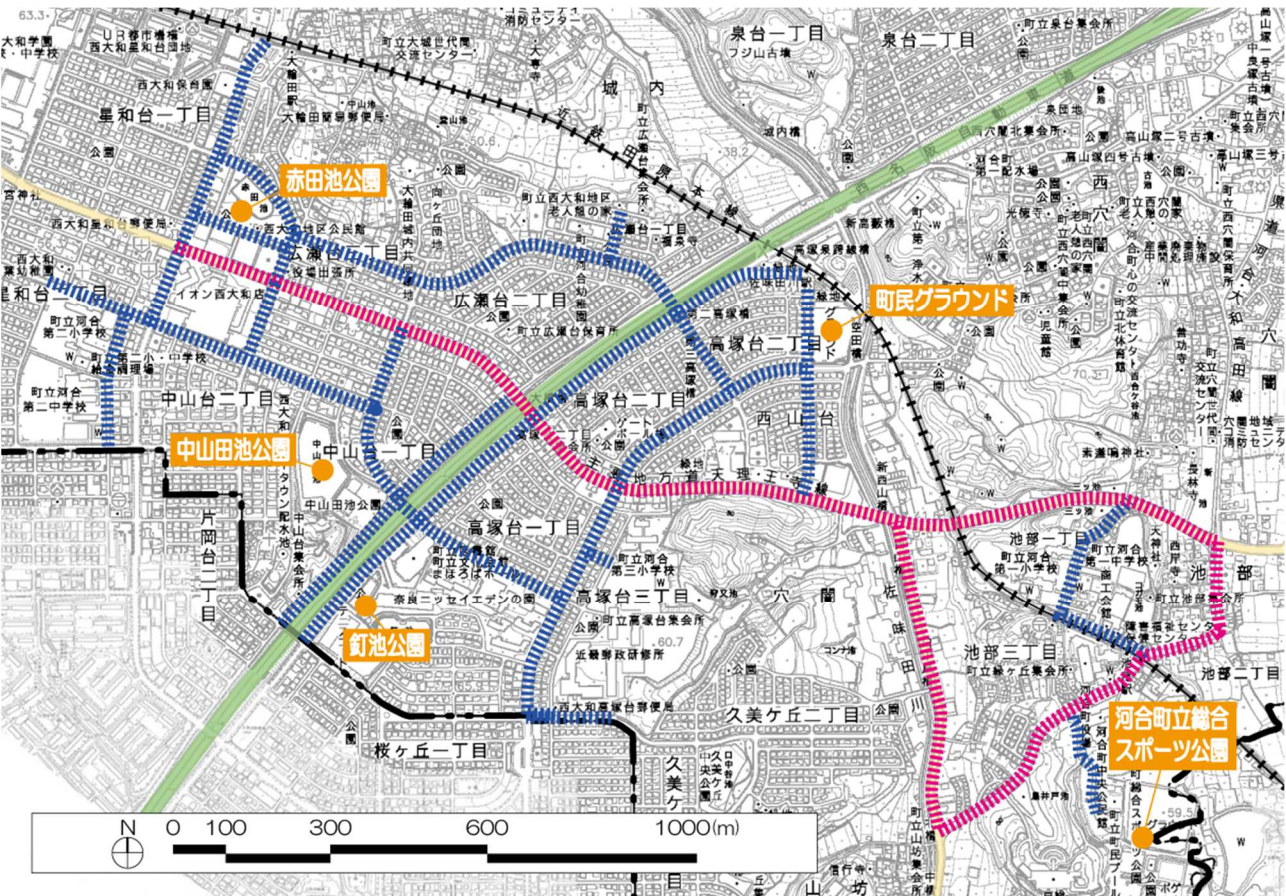
町道 1-2 号線 (バス停留所8：中山台二丁目)	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	点字ブロックの設置	○			※2

※1：歩道幅員の確保については、バス事業者、交通管理者（警察）や地元住民間の協議が必要になることから目標時期を含め、特定事業計画において具体的な検討を行う。

※2：点字ブロックの設置については、バス乗車者に対して注意喚起、誘導することを目的とし、具体的な配置等については特定事業計画において検討を行う。

5-4-3 都市公園特定事業

1) 位置図



2) 整備メニュー

河合町総合スポーツ公園		用途：都市公園		所在地：河合町大字山坊 85 番地			
施設写真 	整備内容		目標時期			備考	
			短期	中期	長期		
			○				
			○				
					○		
				○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	多目的トイレ		駐車場	
							

赤田池公園		用途：都市公園		所在地：河合町広瀬台3丁目7		
施設写真		整備内容	目標時期			備考
			短期	中期	長期	
		多目的トイレの設置			○	※1
		誘導サインの設置	○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内看板	多目的トイレ			
						

※1 多目的トイレの設置が完了するまでは、西大和地区公民館のトイレを使用する。

釘池公園		用途：都市公園		所在地：河合町高塚台1丁目18		
施設写真		整備内容	目標時期			備考
			短期	中期	長期	
		点字ブロックの設置		○		
		照明の設置		○		
		洋式トイレの設置			○	
		小便器に手摺りを設置			○	
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化			○	
		オストメイトの設置			○	
		乳幼児用設備設置			○	
		誘導サインの設置	○			
		案内看板の設置	○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内看板	多目的トイレ			
						

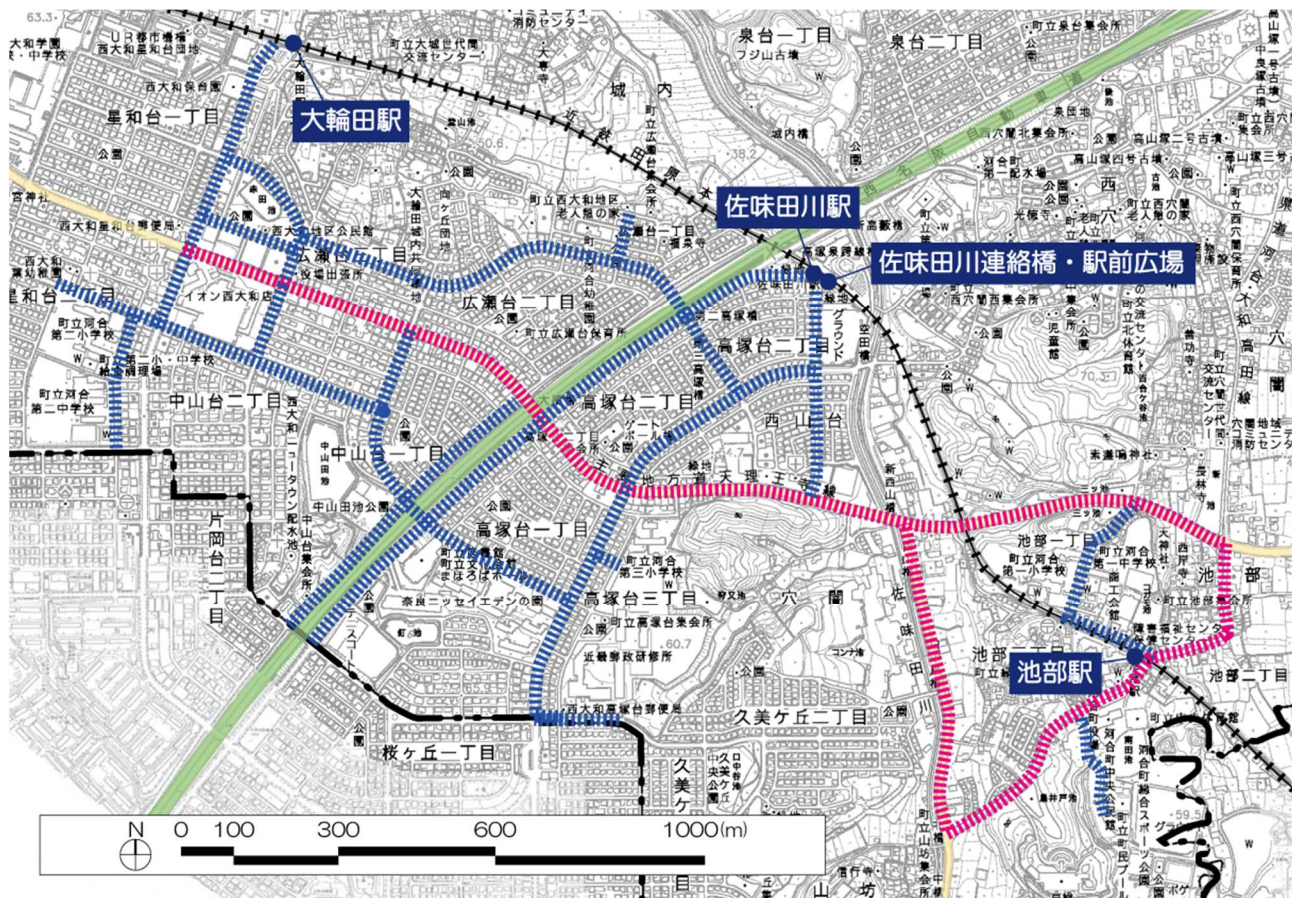
中山田池公園		用途：都市公園		所在地：河合町中山台1丁目16				
施設写真		整備内容		目標時期			備考	
				短期	中期	長期		
		点字ブロックの設置			○			
		障がい者専用の駐車場設置		○				
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化				○		
		オストメイトの設置				○		
		乳幼児用設備設置				○		
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	多目的トイレ			駐車場	
								

町民グラウンド		用途：公共施設		所在地：河合町池部 1 丁目 1 番 3 号				
施設写真		整備内容		目標時期			備考	
				短期	中期	長期		
		障がい者専用の駐車場設置		○			※1	
		点字ブロックの設置			○			
		多目的トイレの設置				○		
		誘導サインの設置・改良				○		
		案内看板の設置				○		
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	案内看板	多目的トイレ			駐車場	
								

※1 整備が完了するまでは、使用申請時にバリアの状況等の説明を行い、了解を得た上で申請していただく。

5-4-4 その他の事業

1) 位置図



2) 整備メニュー

大輪田駅		用途：鉄道駅		所在地：河合町大字大輪田 1809-2			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		エレベーターの設置				○	※1 ※2 ※3
		自動券売機スペースに蹴込みの設置				○	
		多目的トイレの設置				○	
		洋式便器の設置				○	
		ホームと車両の間隔の解消				○	
		内方線の設置				○	
		音声アナウンスの設定				○	
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	エレベーター	多目的トイレ			
							

佐味田川駅		用途：鉄道駅		所在地：河合町大字城内 128-1			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		エレベーターの設置				○	※1 ※2 ※3
		自動券売機スペースに蹴込みの設置				○	
		多目的トイレの設置				○	
		洋式便器の設置				○	
		ホームと車両の間隔の解消				○	
		内方線の設置				○	
		音声アナウンスの設定				○	
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	エレベーター	多目的トイレ			
							

池部駅		用途：鉄道駅		所在地：河合町池部 1 丁目 1 番 3 号			
施設写真		整備内容		目標時期			備考
				短期	中期	長期	
		自動券売機スペースに蹴込みの設置				○	※1 ※2 ※3
		多目的トイレの設置				○	
		洋式便器の設置				○	
		ホームと車両の間隔の解消				○	
		内方線の設置				○	
		音声アナウンスの設定				○	
バリアフリー 情報	スロープ	案内所	エレベーター	多目的トイレ			
							

- ※1 国の方針に従い、乗降人員 3,000 人/日以上 の鉄道駅を優先して整備を計画している。なお、整備に際しては、国（1/3）及び地方自治体（1/3）の事業費補助を前提としている。
- ※2 インターフォンまたは電話・FAXにて連絡があった場合、駅員所在駅から職員が伺い、人的介助を行う。
- ※3 全てその他の事業とする。

佐味田川連絡橋・駅前広場		用途：経路		所在地：河合町大字城内 128-1		
施設写真	整備内容		目標時期			備考
			短期	中期	長期	
	停車スペースの確保			○		※1
	上下移動の確保				○	※2
バリアフリー 情報	スロープ	エレベーター				
						

※1 連絡橋は近鉄佐味田川駅への乗降客の唯一の通路もかねており、町単独による改修工事は困難な状況であり、大規模な改修工事が必要となるため、鉄道事業者（近畿日本鉄道㈱）と町で、今回の施設（上下移動施設、エレベーター、車椅子昇降機設置等）設置方法について、協議する。

第6章 心のバリアフリーについて

6-1 位置づけ

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけでは無く、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

住民一人ひとりがバリアフリーについての理解と見識を深め、互いに助け合う、あたたかな心配りのあるまちづくりを目指します。

基本構想では、バリアフリー新法の理念に基づき、持続的・段階的な心のバリアフリーの発展を目指し、実施すべき取組みを検討します。

6-2 基本的な考え方

高齢者、障がい者等を対象としたハード面に関するバリアフリー化については、その推進方策を確定するのが困難です。国もこれらについて幅広い検討を行っており、方策が明らかになった段階で推進していく考え方ですが、ソフト面においても啓発事業に粘り強く取り組むとともに、高齢者、障がい者等との交流を促進することで相互理解を深めることが重要です。

○バリアフリーに関する啓発活動の実施

バリアフリーに関して、住民一人ひとりが意識をしていくことが必要です。自らがバリアを作らないこと（例：点字ブロック上に荷物を置かない）や、一人でも取り組める心のバリアフリーを実施することが重要となります。そのためには、心のバリアフリーに関する意識の向上を図る啓発を検討し、実施する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が、どういう場面で困っているのかという現状を、住民・事業者・行政の各々がよく把握したうえで、的確な解決策を探っていかなければなりません。

啓発活動事例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・バリアフリー点検（まち歩き）の実施・シンポジウムの開催・啓発チラシ、ポスターの設置 |
|--|

○バリアフリーに関する情報の発信

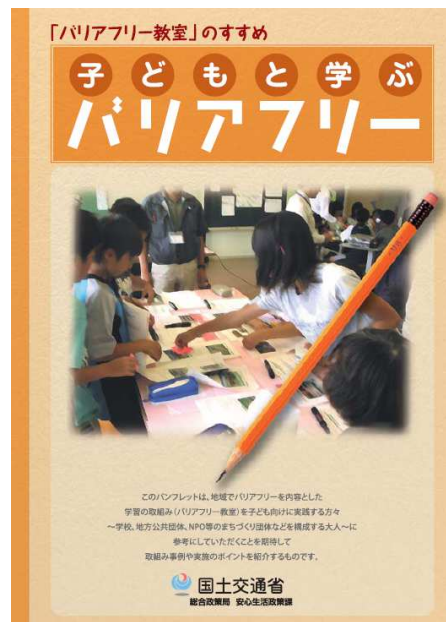
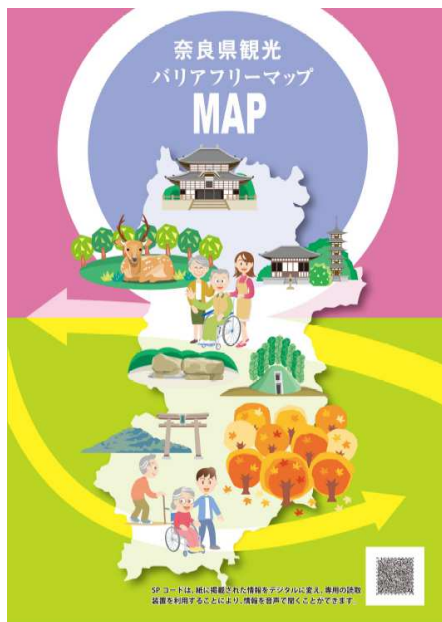
バリアフリーに関する啓発活動等の取組みには、多くの住民に参加を促す必要があります。

そのためには、啓発活動の情報を容易に受け取れるような施策を行う必要があります。

また、特定事業計画の進捗状況や、公共工事などによる一時的なバリアの状況に関する最新の情報を提供して行く必要があります。

情報発信事例

- ・バリアフリーMAPの配布
- ・バリアフリーパンフレットの配布
- ・特定事業計画の進捗状況に関する情報（HPまたは広報等）
- ・工事情報の提供（HPまたは広報等）



（参考）現在のバリアフリー取組み状況

現在、河合町内で事業者や施設管理者等が実施している（実施を予定している）バリアフリー（ソフト面）に関する取組み状況（一例）は、以下の通りです。

団体名	取組み内容
近畿日本鉄道株式会社	・ 駅係員全員を対象に定期的に身体の不自由なお客様への対応方法や身体障害者用設備・機器の取り扱い方について研修を行っているほか、新任助役を対象にサービス介助士二級講座を受講し、同資格を取得させている。 ・ エレベーター設置駅の駅係員を対象に、エレベーター内利用者閉じ込め時の救出訓練を行っている。 ・ 「車イスのお客様の介助を考える日」を制定し、毎年制定日の周辺日に朝礼・研究会等で事故事例を研究し、車イスの事故防止に努めている。 ・ 対応マニュアルの備えつけ ・ 国土交通省作成「お手伝いしましょうか」 ・ 国土交通省作成「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」 ・ 交通エコロジーモビリティ財団作成「交通バリアフリー介助マニュアル」
奈良交通株式会社	・ バリアフリーに関する講習会等にノンステップバスを貸し出すなど、利用者に理解していただく取組みを実施している。 ・ ノンステップバスでないと利用できない方は、連絡していただけたら、指定された便にノンステップバスを運行することができる。
奈良ニッセイエデンの園	・ バリアフリー展示会に定期的に参加。 ・ 居室リフォーム工事業者との設備工事見学及び勉強会。 ・ 基礎研修として年2回実施している。 ・ 研修内容に高齢者疑似体験が組み込まれている。
ニッセイ聖隷クリニック	・ 基礎研修として年2回実施している。 ・ 研修内容に高齢者疑似体験が組み込まれている
社会福祉法人平安会 特別養護老人ホーム 大和の里	・ 福祉サービス業として、高齢者が自立した日常生活を営むことができるように、教育している。また、地域に開かれた施設を目指している。
イオン西大和店	・ 障がいをお持ちのお客様やシニアのお客様への補助と対応ができるようにサービス介助士（NPO法人日本ケアフィットサービス協会）という公的資格を取得するとともに教育を受けている。 ・ 西大和店では、店長、課長を中心として10名が資格を取得しています。 ・ また、介助が必要な方につきましては、サービスカウンター又は近くの店員に声をかけてもらい対応している。 ・ 河合町のバリアフリーに関する取組みに関する情報提供に協力します（例えば、ポスターの掲載や場所の提供など）。

万代河合町店	・ 改装や新店のオープン前に設備の説明等を行っている。
麒麟堂河合町店	・ 物品販売業の社員として又個人の社会人として、建築物の社会制度や文化価値の構造的なバリアフリーの知識、ルール等を基本として教育を行っている。 ・ 本社において、物理的、社会的、文化的バリアを抽出し、各社員への教育に努めている。
ユニクロ西大和店	・ ユニバーサルサービスに関して、入社時に教育するようにしている。
東洋薬局河合店	・ 店舗管理部門において、バリアフリー設置基準等の更新時ごとに実施している。
西大和星和台郵便局	・ 普段からバリアフリーについては、話し合いを行っている。4つのバリア（物理的、制度的、文化情報面、意識上）について勉強を行っている。
西大和高塚台郵便局	・ 郵便局では、月1回人権研修を行っているが、テーマの1つとして、郵便局が目の不自由な方や、車いすのお客様の立場に立って、使いやすいレイアウトとなっているか、障がい物は無いかを見つめることを行っている（年1回程度）。 ・ 点字ブロックの周りに什器を置かない、歩道の点字ブロックに、車を駐車しないなどの配慮をするように心がけているが、まだまだ十分では無いと思っている。
奈良県高田土木事務所	・ バリアフリーに関する講習会等に参加し、その情報を共有化している。 ・ また、HP等において、バリアフリーに関する情報を提供している。
河合町	・ バリアフリーに関する講習会等に参加し、その情報を共有化している。 ・ また、HP等において、バリアフリーに関する情報を提供している。
社会福祉協議会課 （総合福祉会館「豆山の郷」）	・ 高齢化社会に対応した施設運営のため、随時研修を実施していきたい。
地域活性課	・ 公園の利用状況等も考慮しながら、どのようなバリアフリーが必要なのかを考えていきたいと思う。
教育部総務課	・ 教育委員会が主催する職員教育（研修等）は実施していないが、各校において実施している児童・生徒に対する福祉やボランティアの体験・研修を共に受けている。

(参考) 心のバリアフリー取組み内容 (イメージ)

○バリアフリーに関する啓発活動の実施

項目	取組み内容	
学ぶ・体験する	健常者は高齢者や障がい者がどのような状況で、問題を抱えているか、また困っている方がおられたとしても、どのように支援（サポート）したらよいかなどが分からないことがあります。 シンポジウムなどを開催し、高齢者や障がい者がどのような悩みを抱えているのかを勉強したり、車椅子に試乗するなどの体験型学習を行ったりして、学習と体験を通じて知る必要があります。	
	学ぶ	・シンポジウムの開催 ・ワークショップの開催 ・バリアフリー展示会の開催 ・パンフレットの作成 ・啓発ポスターの作成 など
	体験する	・まち歩き・点検の実施 ・疑似体験の実施 など
交流する	バリアフリーに関して学習しただけでは、支援（サポート）を行う際に、「他人に声をかける」、「慣れていないことを行う」などから、なかなか実行に移せない場合もあります。 スポーツ大会やまち歩きの際に、高齢者や障がい者と交流を行い、お互いの距離を縮めることが重要となります。また、普段からの交流を深めることにより、自然災害などの緊急時に、互いに助け合うことができるなどの効果が期待できます。	
	・ワークショップの開催 ・スポーツ大会の開催 ・あいさつ運動の実施 など	

○バリアフリーに関する情報の発信

項目	取組み内容
バリアフリーの 情報を提供する	河合町バリアフリー基本構想の策定により、河合町内の多くの方が利用される施設や道路等のバリアフリー化が推進され、多くの方が利用しやすくなります。その整備に関する状況などの情報をパンフレットやインターネットを活用し広報します。 また、バリアフリーの状況については、「工事などで一時的に通行できない」など、変化する場合も想定されるので、その状況等を周知することも必要と考えます。
	・パンフレットの配布やポスターの掲示 ・河合町HPによる情報提供 など

(参考) 具体の実施内容 (イメージ)

項目	内容	
学ぶ	・シンポジウムの開催	・ユニバーサルデザインについて ・高齢者や障がい者について ・まちのバリアフリーについて
	・ワークショップの開催	・まちが抱えるバリアについて ・まちのバリアフリー化推進に向けて ・行政、民間、個人ができる方法について
	・バリアフリー展示会の開催	・バリアフリー設備の展示会 ・河合町バリアフリー化進捗報告、展示会
	・パンフレット等の作成	・バリアフリーマップ ・お店での対応パンフレット ・まちの中での対応パンフレット ・バリアを作らないためのパンフレット ・コミュニケーションボード
	・啓発ポスターの作成	・点字ブロックの上に荷物を置かないことについて ・障がい者専用駐車スペースについて ・多目的トイレの利用について ・イベント告知のポスターについて
体験	・まち歩き・点検の実施	・まちの問題点やバリアを点検 ・施設の問題点やバリアを点検
	・疑似体験の実施	・高齢者、障がい者疑似体験
交流	・ワークショップの開催	・上記同様（「学ぶ」内のワークショップの開催と同様）
	・スポーツ大会の開催	・カローリング ・ボッチャ ・スカットボール ・フライングディスク ・車いすバスケット
	・あいさつ運動の実施	・あいさつ運動
情報提供	・パンフレットの配布やポスターの掲示	・上記で作成したパンフレット等を公共施設や民間施設に設置
	・河合町HPによる情報提供	・パンフレットやポスターデータ ・特定事業計画の進捗状況に関する情報 ・工事等による一時的なバリア情報 ・音声読み上げサービス

第7章 今後の取組みの方向性について

7-1 取組みの方向性

7-1-1 継続的改善の着実な実施

基本構想が一過性の取組みで終わらないよう、策定後も事業の実施・評価・改善を図って行くなど、継続的な取組みを行うことが重要です。

基本構想策定後は、多くの関係者で構成する「河合町バリアフリー基本構想策定協議会」を、「河合町バリアフリー推進協議会」に改め、ハード面とソフト面の取組みをバランスよく継続して推進します。

なお、個別の検討課題への対応としては、現況の問題や課題、関係すべき主体、実施に向けての熟度や今後の方向性等を見極めたうえで、その進め方を検討する必要があります。

7-1-2 町全体でのバリアフリー化の推進

基本構想は、優先的にバリアフリー化を図る重点整備地区を中心として策定されています。

基本構想で示したまちのバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへ展開していくことが重要です。上位計画を踏まえ、幅広い発想を持って、将来のまちづくりを推進していくことが求められます。

また、町の交通体系全体の中で道路のネットワークや各種交通サービスのあり方について検討していくことが大切です。

方策案

- ・協議会による河合町全域を対象とした現地点検の実施
- ・河合町地域公共交通活性化協議会と連携し、移動手段の確保に取り組む

7-1-3 各施設との連携強化によるバリアフリー化の促進

旅客施設、歩行空間、建築物、公園等の一体的・連続的なバリアフリー化を促進するとともに、周辺歩行空間との連続的な経路を確保することが重要です。

7-1-4 災害時におけるバリアフリー

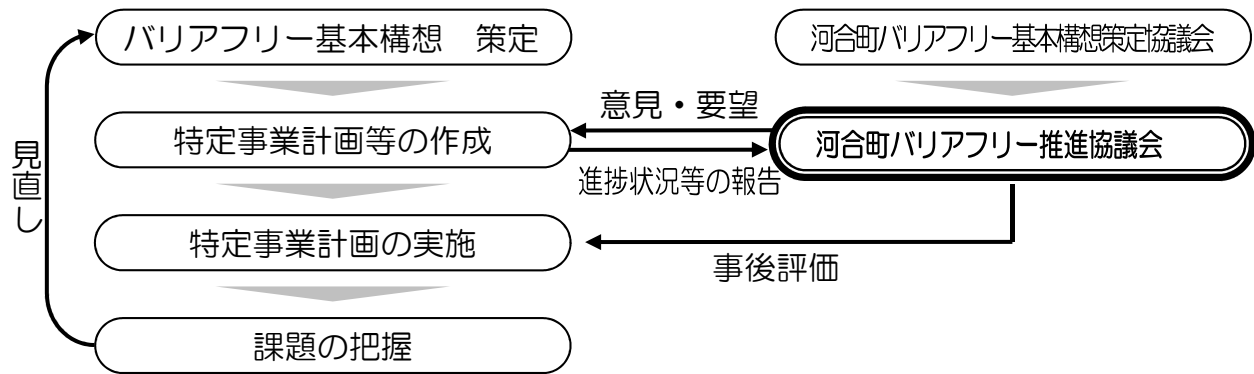
平成23年3月11日に発生した未曾有の災害である東日本大震災において、避難及び避難所での生活等が、高齢者、障がい者等にとって特に大きな問題となることが明らかとなっています。バリアフリー新法では、日常時におけるバリアフリー化を目的として定められています。

基本構想で定める施設のハード整備や、心のバリアフリー等のソフト整備を推進し、日常時のバリアフリー化を推進することが、災害時におけるバリアフリーにも繋がります。

7-2 今後の進め方

以下に、「取組の方向性」を具現化するにあたっての進め方を整理します。

「河合町バリアフリー推進協議会」を中心に適宜事業の評価を行い、必要に応じて見直すPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図っていきます。



継続的な組織のイメージ